

朝鮮民主主義人民共和国

朝鮮民主主義人民共和国

面 積 12万540km² (1990年, FAO推計)

人 口 2219万人 (1991年央, 国連推計)

首 都 ピョンヤン(平壌)

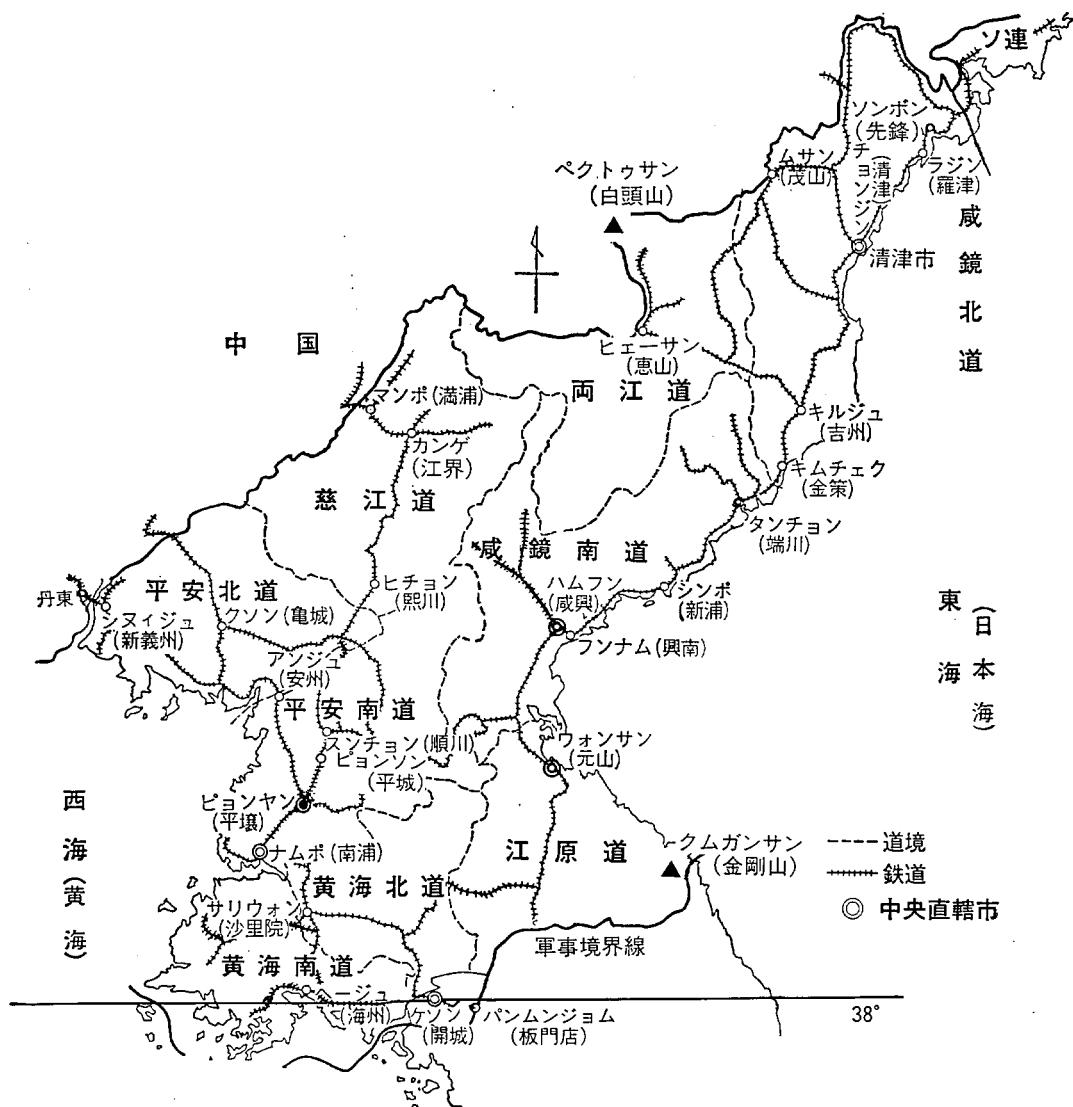
言 語 朝鮮語

政 体 社会主義共和制

元 首 金日成(共和国)主席

通 貨 ウォン(旅行者レート: 1米ドル=2,162ウォン, 1992年7月31日現在)

会計年度 歴年に同じ



1992年の朝鮮民主主義人民共和国

軍を中心とした後継体制強化

なか がわ まさ ひこ
中 川 雅 彦

冷戦の終焉後も一党独裁の社会主义体制をとり続ける北朝鮮は、国内では依然として政治的イデオロギーを強化し、対外的には外交や経済の関係を拡大しようとしている。しかし、国内的には経済不振が続いている、その克服は至急の課題となっている。

国内政治では、北朝鮮は1991年末から人民軍を中心とした体制固めを進めている。92年4月、金日成主席は80歳の誕生日を迎える。金正日書記による後継体制確立は最終段階にある。対外関係では、91年に始まった日本との国交正常化交渉も引き続き進められた。南北関係では91年末に引き続き若干の成果があった。しかし、北朝鮮の核兵器開発疑惑問題が南北関係のみならず、対日、対米関係についても大きな壁となっている。

経済では、当面、大きな改善の兆しはなく、不振のままである。しかし、「自由経済貿易地帯」や南北経済協力は北朝鮮経済にとっていわゆる「開放」の契機となる可能性があり注目される。

国内政治

◎党のイデオロギーの確認 1989年からの東欧社会主義政権の崩壊および91年のソ連の崩壊は、北朝鮮の党・国家体制に危機感を与えた。しかし、北朝鮮の党および政府は、いわゆる「改革」路線をとる考えはないことを明確にしている。92年にはそれを表明する金正日書記の談話と論文が発表された。

1月3日に金正日書記が朝鮮労働党中央委員会責任幹部に行なった談話「社会主义建設の歴史的教訓とわが党の総路線」が、『労働新聞』2月4日に掲載された。

金正日書記はその談話で、「一部の国々」すなわち、東欧やソ連の社会主義政権の挫折の理由を、

第1に、そうした国々が「先行理論に対する教条主義的な理解」から抜け出せなかったことに求めた。この指摘は、朝鮮労働党の社会主义理論は今日の時代に照応したものであるということを強調したものもある。第2の理由は、そうした国々が「多元主義」を導入したことに求めた。この指摘は、朝鮮労働党は自由主義の政治的要素を取り入れる「改革」を行なわないことを意味する。

『労働新聞』11月2日に、朝鮮労働党創建47周年にあたる10月10日付けの金正日書記の論文「革命的党建設の根本問題について」が発表された。この論文の内容はだいたい前述の談話と同様であるが、「領導の継承問題を正しく解決しなければならない」ことを主張し、大衆教育で青少年教育に「大きな力」を入れることが強調されたところがその特徴である。

◎軍における権威強化 1992年は翌年に「祖国解放戦争勝利」40周年を控えた年であり、「軍民一致」などのスローガンが強調された。

金日成主席は、すでに共和国国防委員会委員長、党中央軍事委員会委員長の職に、金正日書記は党中央軍事委員会委員、共和国国防委員会第一副委員長、そして1991年に人民軍最高司令官の職についており、2人は軍をすでにほぼ完全に掌握する地位にあった。そして92年は軍における金日成主席と金正日書記の権威が強化された年であった。

4月13日（金日成主席の誕生日の2日前）、金日成主席には共和国大元帥の称号が、20日、金正日書記には共和国元帥の称号が授与された。

また、同20日、吳振宇人民武力部長に共和国次帥称号が、崔光人民軍総参謀長、李乙雪、朱道日、崔仁徳、白鶴林らの大将に人民軍次帥称号がそれぞれ授与された。23日、金正日人民軍最高司令官は人民軍将官に軍事称号を授与するとの命令を下

し、その授与式が行なわれたが、そこで抗日革命闘士にも英雄称号が授与された。

同23日、金日成主席は旧ソ連地域朝鮮人老兵会代表団と会見した。同代表団は24日の人民軍創建60周年慶祝中央報告会に加わっている。同代表団が人民軍創建60周年行事に参加することになったのは、前述の抗日革命闘士に対する英雄称号授与と同様に、金日成主席の抗日革命闘争に真実味を加えるためのものであろう。翌25日の閱兵式には人民軍、人民警備隊、労農赤衛隊、赤い青年近衛隊が参加した。

とくに金正日の軍内の権威強化は、第1線で服務する将兵に行なわれた。4月、金正日は、人民軍および人民警備隊全将兵に贈物をし(『朝鮮通信』4月27日)、5月22日に人民軍協奏団関係者と会見、7月18日に板門店の軍事停戦委員会人民軍将兵に「感謝」を伝達した。

●国家および党機関の動き 4月8~10日、最高人民会議第9期第3回会議が開かれた。会議1日目、財政について、尹基福財政部長が1991年度決算と92年度予算について報告を行ない、承認された。また法律について、最高人民会議常設会議がすでに決定した「社会主義商業法」、「都市経営法」、「刑事訴訟法」、そして憲法の「一部修正補充」が採択された。会議2日目、1月30日に調印された「核拡散防止条約(NPT)にもとづく朝鮮民主主義人民共和国と国際原子力機関(IAEA)との間の保障措置協定」が批准された。会議3日目、朝鮮労働党国際部長である金容淳が外交委員会委員長に選出された。

12月10日、朝鮮労働党中央委員会第6期第20回総会が開かれた。総会では、延亨默総理を解任し、咸鏡北道人民委員会委員長兼党委員会責任書記の姜成山を新総理に任命する党中央委員会提案を最高人民会議に提出することを決定した。姜成山の前任地である咸鏡北道は、1991年末に自由経済貿易地帯として定められた羅津・先鋒地区がある。また、姜成山は84年に「合営法」が設置されたときにも政務院総理をしていた。

党内の人事では、金達玄と前述の金容淳を党中央委員会政治局委員候補に選出した。金達玄はこのとき、政務院で副総理と对外経済委員会委員長

と貿易部長を兼任しており、对外経済関係と南北経済協力を担当している。

翌日の12月11日、最高人民会議第9期第4回会議が開かれた。この会議では、法律については、「山林法」が採択され、10月5日に最高人民会議常設会議で決定された「外国人投資法」「合作法」「外国人企業法」が正式に採択された。人事については、党中央委員会総会の決定どおり、延亨默は総理を解任され、姜成山が新総理に選出された。この日、中央人民委員会政令により次のように政務院の閣僚の異動が発表された。

- ・洪時学を副総理から解任
- ・崔永林国家計画委員会委員長を副総理兼金属工業部長へ配置転換
- ・金達玄副総理兼对外経済委員会委員長を副総理兼国家計画委員会委員長へ配置転換
- ・金煥副総理を副総理兼化学工業部長に任命
- ・李成大を对外経済委員会委員長に任命
- ・崔滿顯を金属工業部長から解任
- ・朱吉本を化学工業部長から解任

この人事の特徴は経済閣僚の入れ替えであったことである。これまで对外経済関係や南北経済協力を担当していた金達玄は、経済全般を扱う部署の責任者となった。金達玄はもともと对外経済委員会委員長と貿易部長を兼ねていたが、貿易部は对外経済事業部と統合された。これが对外経済委員会の実体となり、今回その責任者は、かつて貿易部長をつとめ、駐中貿易参事であった李成大となった。金達玄と李成大は7月にソウルを訪問している。こうした年末の人事は、1993年に对外経済関係と南北経済協力をより拡大していくための布石と見てよいであろう。

●憲法改正 1992年は、北朝鮮の現行憲法「朝鮮民主主義人民共和国社会主义憲法」が制定されてから20周年に当たる。4月の最高人民会議第9期第3回会議ではこの憲法に「一部修正補充」が加えられた。今回の改正の特徴は次のとおりである。

第1に、国家の活動指針である主体思想の規定の仕方が変わった。改正前は主体思想は「マルクス・レーニン主義を継承し創造的に現実に適用した」ものであるとされていたのが、改正後は「人

間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想」となった。マルクス・レーニン主義云々が削除されたのは、東欧やソ連でのいわゆる「正統」のマルクス・レーニン主義政権がすでに崩壊したことによるものであろう。

第2に、朝鮮労働党が国家を指導することが明文化された。

第3に、外国人の合法的権利と権利保障が定められ、合弁や合作などを奨励することが定められた。これは、1984年に制定された合営法（合弁法）や91年の「自由経済貿易地帯」の設置、92年に制定された上記の外国人投資関連の法律に、より強い法的根拠を与えるためのものであろう。

第4に、「国防」という章が新設され、從来、党の軍事路線とされてきた「全民武装化、全国要塞化、全軍幹部化、全軍現代化」が国家の軍事路線の「基本内容」とされた。

第5に、改正前は中央人民委員会の下にあった国防委員会が「国家主権の最高軍事指導機関」とされ、共和国主席の指導からも独立したものとなつた。

対外関係

冷戦の終焉後、北朝鮮の对外政策は資本主義諸国との関係拡大が緊急の課題である。とくに、隣接する日本との関係改善は経済協力の獲得という点で、アメリカとの関係改善は南北関係や軍事の面できわめて重要な課題となっている。

○国際原子力機関による核查察の受入れ 日本やアメリカとの関係改善においてもっとも大きな障壁となっているのは、北朝鮮の核兵器開発疑惑である。北朝鮮は1月7日、外交部声明で、核拡散防止条約（NPT）の保障措置協定に署名・批准し、それに基づき国際原子力機関（IAEA）の査察を受け入れることを発表した。つづいて1月30日、NPTの保障措置協定に調印、2月18日、最高人民会議常設会議第9期第16回会議で批准を検討、4月9日、最高人民会議第9期第3回会議で批准し、それを翌10日にIAEAに通知した。5月4日、北朝鮮は核物質在庫量初期報告書と核施設の設計通報書をIAEAに提出した。5月13日～16日、IAEA

のプリクス事務局長が北朝鮮を訪問し、とくに注目されている寧辺地区を視察した。1992年にはIAEAによる特定査察（対象国の自己申告に基づいて行なう査察）が以下のように計5回行なわれた（日付は査察団の入国と出国のもの）。

第1回査察団 5月25日～6月6日

第2回査察団 7月7～20日

第3回査察団 8月31日～9月15日

第4回査察団 11月2～14日

第5回査察団 12月14～19日

しかし、こうしたIAEAによる査察の受け入れにもかかわらず、1992年に日本やアメリカとの関係改善には大きな進展はみられなかった。

○対日関係 1991年に始まった日朝国交正常化交渉本会談は、92年には計3回、いずれも北京で行なわれた。

第6回会談 1月30日～2月1日

第7回会談 5月13～15日

第8回会談 11月5日

会談は日本側は中平立大使、朝鮮側は第6回まで田仁徹副部長、第7回からは李三魯大使をそれぞれ代表にして行なわれた。日朝間の懸案の一つであった核查察受け入れ問題について、1月に外交部スポーツマンがIAEAの核查察の受け入れの談話を発表していた。日本側は朝鮮側に対して、核查察を実際に受け入れて核兵器開発疑惑を解消することを求め、これが解決されなければ他の問題の進展もありえないことを主張した。

さらに日本は、朝鮮側がIAEAの核查察を受け入れたことは評価するとしながらも、自己の申告した対象を調査する「特定査察」だけでは、朝鮮側の核兵器開発疑惑が解消したわけではなく、南北の「相互査察」の実現が国交正常化の前提条件だとの立場に立ったのである。これに対し朝鮮側は、核查察の問題は日朝間の問題ではないという立場をとり続けた。

外交関係設定の問題では、日本と旧大韓帝国が結んだ「乙巳五條約」について、日本側はこれを「有効」なもので「合法」であったと主張、朝鮮側はこれを「不法」なものと主張した。

日本の過去の侵略行為に関する償いの問題では、日本側は日韓条約と同様の「請求権方式」を主張、

朝鮮側は「応分の補償」を要求した。

結局のところ、日朝正常化交渉は1992年も原則的問題で対立したまま終わった。第8回会談では、日本側が、87年の大韓航空機失踪事件の犯人とされる金賢姫の教師をしていたという「李恩恵」について朝鮮側に問題提起したところ、朝鮮側が反発し、交渉は中断した。

非政治的分野では、日朝の運輸当局者が1月23～24日に北京で航空交渉を開き、名古屋と新潟をそれぞれ平壤と結ぶ航空路を開設すること、チャーター便の運行枠を双方年間40便まで認めることで合意した。

●対米関係 北朝鮮とアメリカとの間では1989年から北京で参事官級の接触が行なわれている。北朝鮮の対米政策の目標は、朝鮮戦争での停戦協定を平和協定に変えることと在韓米軍を撤収させることである。また、その前の段階として、「チーム・スピリット」米韓合同軍事演習の中止を求めており、一方、アメリカは北朝鮮との関係改善の前提条件として、(1)米兵遺骨の返還、(2)テロ放棄、(3)南北対話の進展、(4)南北非武装地帯における信頼醸成、(5)対米非難の中止、(6)IAEAによる核查察の受け入れ等の条件をつけていた。

1991年12月に南北の間で「北南間の和解と不可侵および協力・交流に関する合意書」が結ばれ、また、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」が仮調印された(92年1月20日に双方の総理が署名、21日に文書を交換)。また、核查察の問題についても、92年1月7日、北朝鮮はIAEAの査察を受け入れることを発表した。同日、92年の「チーム・スピリット」米韓合同軍事演習の中止が韓国国防部により発表された。1月22日、ニューヨークでアメリカ国務省のカンターナー次官と朝鮮労働党の金容淳書記との間で「朝米高位級会談」が開かれた。

「朝米高位級会談」はとくに具体的な成果はなかったが、朝米間の初の高官レベルの対話が実現したことは関係改善への一つの実績となったといえる。

1992年は遺骨返還問題でも進展がみられた。91年の遺骨返還では朝米双方の代表が各々政府の委任によって確認書に署名したが、92年5月13日および28日に行なわれた返還は双方の軍の間でなさ

れた。

こうした朝米関係の進展も、南北での核查察問題と10月7～8日の米韓年例安保協議会議での「チーム・スピリット」米韓合同軍事演習の93年再開決定によって事実上止まってしまった。アメリカは、北朝鮮の核兵器開発疑惑はIAEAによる査察の受け入れだけでは解消されないという立場をとり、韓国の主張する南北「相互査察」受け入れを要求したのである。共和国は12日、外交部声明を発表しアメリカの「力の政策」を非難した。ただし、韓国に対しては対話を中断したが、アメリカに対してはそのような措置は講じられていない。

●対中関係 中国は8月24日、韓国と国交を樹立した。中国はこれに際し、北朝鮮との関係を継続すると言明した。また北朝鮮もこの中韓国交正常化に対して何も論評していない。それは、中国は北朝鮮に事前に通告しながら韓国との国交正常化を進めてきており、一方、北朝鮮側にも中韓国交正常化は中韓の非政治的分野での関係の深まりからみて避けられないという判断があつたためであろう。北朝鮮はむしろ、朝中関係がこれによって悪化するのを防ぎたかったようである。

4月15日の金日成主席の誕生日の際、楊尚昆国家主席が訪朝した。金日成と楊尚昆は13日と17日の2度にわたり会談した。朝中ともこの会談の内容をまったく報道しておらず、これらの会談はあまりいい雰囲気の中で行なわれていたものではないようである。

しかし、両国の関係はとくに悪化したわけではない。6月4～11日、中国共産党中央軍事委員会の楊白冰秘書長一行が訪朝した。5日、金日成主席と金正日書記は楊白冰秘書長と会見、10日には金正日書記が晩餐会を開いた。一方、11月24日に訪中した朝鮮人民軍友好参観団(団長=全文善大将)が、12月1日、北京で秦基偉国防部長と会見したが、そこで秦基偉国防部長は「中朝両国人民と軍隊が塹壕で結んだ戦闘的友好関係は今後いかなる環境の中でも変わらないだろう」と述べている。

朝中ともに互いの地理的重要性を認識しており、とくに軍事関係者の「友好関係」を確認する努力は続けられているようである。

●旧ソ連地域との関係 ソ連の解体後、とくにロシアとの関係は冷却化の方向にある。1月17日、エリツィン大統領の特使イーゴリ・ロガチョフが平壤に入り、18日に姜錫柱外交部第一副部長と会談した。外交部の発表では、この会談で核の問題も話し合われたことが明らかにされたが、核問題は北朝鮮の「主導的かつ積極的努力によって肯定的に解決され」、「なんの問題も提起されていないことが確認された」と報道された。この発表からみて、ロシアは核問題に関しては北朝鮮にほとんど影響力を持っていないようである。

隣接するロシアとの関係は冷却しているが、北朝鮮はロシアをはじめとする旧ソ連地域の国々との関係を悪くしないようにも努めている。3月2日CIS連合軍代表団が北朝鮮を訪問、翌3日、金日成主席と会見した。また、北朝鮮は1992年中にウクライナ、トルクメニスタン、キルギスタン、カザフスタン、アゼルバイジャン、モルドバ、ベラルーシ、タジキスタン、ウズベキスタン、アルメニアといった旧ソ連地域の諸国と外交関係を樹立した。

南北関係■■

1991年12月「北南間の和解と不可侵および協力・交流に関する合意書」が交換され、92年1月21日、「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」の文書が交換された。92年はこの2つの合意書が発効する最初の年であり、1月7日には「チーム・スピリット」米韓合同軍事演習の中止が発表されるなど、南北関係改善の進展が期待が高まった。

●南北高位級会談 1992年に、南北の総理が話し合う南北高位級会談は3回開かれた。

2月19~20日、第6回南北高位級会談が平壤で開かれ、「北南間の和解と不可侵および協力・交流に関する合意書」(以下、和解合意書と略す)と「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」(非核化共同宣言)の発効を宣言した。

和解合意書は、南北関係を「国と国との関係ではなく、統一を志向する過程で暫定的に形成された特殊な関係」と規定したものであり、また、政治、軍事、協力・交流の三つの高位級会談分科委員会が設置されることになっていた。この会談で

は、それら三つの分科委員会に関する「南北高位級会談分科委員会の構成・運営に関する合意書」に双方の総理が署名し発効させた。3月6日、南北双方が名簿を交換し、三つの分科委員会が成立了。

非核化共同宣言に基づく核統制共同委員会も、3月18日、双方が名簿を交換し、成立した。

5月6~7日、第7回高位級会談がソウルで開かれた。この会談では「南北軍事共同委員会の構成・運営に関する合意書」、「南北協力・交流共同委員会の構成・運営に関する合意書」、「南北連絡事務所の設置・運営に関する合意書」が採択された。また、老父母100名と芸術家70名、記者70名を8月15日の解放47周年にソウルと平壤での相互訪問が決められたが、南北赤十字実務代表接触で合意ができず実現できなかった。

5月18日、南北双方が三つの共同委員会の名簿を交換し、また、板門店共同警備区域内のそれぞれの地域内に連絡事務所を設置した。

9月16~17日、第8回南北高位級会談が平壤で開かれた。この会談では「南北和解共同委員会構成・運営に関する合意書」と和解合意書に基づく、和解、不可侵、協力・交流のそれぞれについての付属合意書が採択され発効した。

●対立と中断 以上のように南北会談は種々の「合意書」を結ぶことによって原則の問題では少しづつ前進してきた。しかし、南北関係改善の実質的な進展を妨げている目下の最大の問題は、核査察問題である。

核統制共同委員会が成立する前の代表接触で、南側は、いくつかの核施設を対象に行なう「モデル査察」を提案、北側は在韓米軍の核基地に対する「全面査察」を提案し、両者の主張は対立した。

3月19日の第1回南北核統制共同委員会会議で南側は南北の同数の核施設を査察するという「相互査察」を提案、さらに、4月1日の第2回南北核統制共同委員会会議では一般軍事基地に対する「特別査察」も提案した。南側は、IAEAの特定査察だけでは核兵器開発疑惑の完全解消にはならないという立場から、北側の核施設および軍事施設の査察を要求したのであった。

北側は南側の要求に対し、核の問題は在韓米軍

の核のほうにあり、南側の提案は米軍の核基地を査察の対象から除外していると批判した。また、北側は、1991年12月13日の盧泰愚大統領の「核不在宣言」だけをもって南側に核兵器が存在しないと信じることはできないという立場をとった。

南側の「相互査察」方式は、アメリカや日本から支持を受けるものであった。10月7～8日の韓米安保協議会議では「チーム・スピリット」合同軍事演習の再開が決定され、北側はこれに反発した。

北側は10月27日、政府・党・団体連合会議を開き、「チーム・スピリット」合同軍事演習再開の無条件撤回を要求し、南側当局とのすべての対話と接触を凍結する決議を行なった。これにより南北対話は中断した。

経済

◎1992年の経済課題 金日成主席の1992年の「新年の辞」は経済の実績や目標についてのいっさいの数字が省かれた。また進行中の第3次7カ年計画(87～93年)について一言もふれなかった。『労働新聞』の玄峻極責任主筆が『読売新聞』6月28日で公表した90年の経済指標やそれ以前に公表された経済指標は、93年に達成されるはずの目標とあまりにかけ離れている(表参照)。それからみても第3次7カ年計画の期間内達成はほとんど実現不可能であるといえる。

金日成主席は、1992年の「新年の辞」の中で経済建設について、「すでにその正当性が確立されている自立的民族経済路線を徹底的に貫徹して国の経済的威力を強化し、人民の食衣住問題を社会的要求に即して解決」しなければならないと述べた。すなわち、これまでの経済政策の原則についてはこれからもなんら変更がないということを確認したのである。

金日成主席が具体的に1992年の経済課題として挙げたことは次のとおりである。

(1)「もっとも重要で緊急の問題」である電力、石炭の増産と鉄道運輸の発展を優先的に進める。電力については、発電設備を整備補強しフル稼働させ、また、発電所建設に力を入れる。石炭については、炭鉱の生産を正常化させ、また、新たな

第3次7カ年計画(1987～93年)10大展望目標と実績

10大展望 目標	単位	目標	実績		
			1988	1989	1990
電 力	億kW時	1,000	540	555	564
石 炭	万t	12,000	8,300	8,500	8,700
鉄 鋼	万t	1,000	690	700	712
非鉄金属	万t	170	100 ¹⁾	—	—
セメント	万t	2,200	1,300	1,350	1,390
化学肥料	万t	720	540	560	582
織 物	億m	15	8.5	—	8.8
水 産 物	万t	1,100	370	—	400
穀 物	万t	1,500	1,000	—	910～1,000
干拓造成	万ha	30	10 ²⁾	—	—

(注)すべて公表数字による。

1)は1985年実績。2)は1984年目標。

炭鉱を開発する。鉄道輸送については、物質・技術的土台を近代化する。

(2)食衣住問題解決のために農業と軽工業に引き継ぎ力を入れる。農業については、1992年を「大農の年」と定め、農家経営の水利化および電化水準をいっそう高め、機械化、化学化を積極的に進める。軽工業については、布地をはじめとする各種の良質な消費財をより多く生産する。また、平壌市をはじめとした都市や農村に近代的な住宅を大々的に建設する。

(3)科学者、技術者に「科学技術発展3カ年計画」(1991年7月開始)を遂行させる。

こうした課題は従来から追求してきた内容と基本的に変わりがない。

◎国内経済政策の展開 国内の経済政策は財政、政務院の政策、金日成主席の現地指導に具体的に現われる。

1992年度予算では、「先行部門」(投資を優先的にまわす部門)とされる電力、採掘、鉄道運輸に対する投資増加率を前年比5%と策定した。91年度決算ではこれらの部門に対する増加率が5.2%であったことと比較すると、92年度の計画はむしろ抑えられたものであったといえる。一方、農業に関しては、92年は「大農の年」と定められたこともあるって、投資増加率は前年比4.5%の増加であり、91年決算が4%であったことからみても、この部門への投資の拡大を計画したことがわかる。しかし、92年度予算は歳出総額の増加率を7%と従前

より高めに策定されており、実際に計画どおりの投資が行なわれたかどうかは疑問である。

「先行部門」に関しては、『民主朝鮮』5月27日によると、政務院は「鉄道の重量化を積極的に推進することについて」の決定を採択した。しかし、鉄道運輸以外の「先行部門」に関しては、政務院の決定や措置は報道されていない。

『民主朝鮮』2月26日によると、政務院は「対外貿易事業において革命的転換を起こすことについて」の決定を採択した。この決定では、原料輸出などを抑えて加工貿易を推進するとしており、輸出品の質と包装を「1~2年のうちに国際水準にもっていく」ことを課題としている。この決定は人民経済の全部門における輸出品の開拓を求めており、加工貿易で有望な部門は軽工業であろうと思われる。

1992年の現地指導は、金日成主席が80歳という高齢となつたためか、その回数は少なかった。

5月5日 開城市的経済各部門

9月4日 党咸鏡北道総会拡大会議

9月16日 平壌市寺洞区域の将泉共同農場

このうちとくに重要なのは前2者である。金日成主席は、開城市的現地指導で、軽工業に関する課題を示し、既存の設備の効果的利用を指示した。咸鏡北道の拡大総会では、金日成主席は、社会主义建設全般について第3次7カ年計画の最終目標達成に関する「綱領的な指針」を示したと報じられた。

●賃金の大引上と新札切替 2月13日、金日成主席の名前で中央人民委員会が「全労働者、技術者、事務員の生活費を高め、協同農民の収入を高める施策を実施することについて」という政令を発表した。それによると、3月1日から、労働者、技術者、事務員の給与は平均42.4%，社会保障生活者の年金は50.7%，大学、専門学校など各級学校の学生の奨学金は平均33%引き上げることになった。また、農民に対しても、米の買上価格を26.2%，とうもろこしの買上価格を44.8%引き上げることになった。

こうして都市・農村の人々の収入は名目上大きく増大することとなったが、他方、貨幣流通の引締めと見られる措置がとられることになった。そ

れは7月14日に中央人民委員会政令として出された「新貨幣の発行について」である。

新貨幣への切替は1979年4月にも行なわれたことがあるが、今回の切替は、(1)切替に限度が設けられたこと、(2)その限度額を超える分は銀行に入金すること、(3)国家機関、企業、団体の貨幣を強制的に銀行に入金させたことにその特徴がある。すなわち、貨幣流通に制限を加え、消費を抑制するところにその目的があったようである。

●経済実績 金日成主席の1993年の「新年の辞」では、農業で水利と品種に関して成果があったことは触れられたが、その他の経済建設上の成果は具体的に報告されなかった。そのことからみて、92年の経済実績は例年に比べて小さいものであると思われる。92年中に報道された成果は次のとおりである。

2月3日 朔州食糧工場の近代化工事完了。

6日 平壌市被服工業総局と在日のリューキョートレーディング株式会社による平壌被服合弁会社操業式。

11日 合弁工業総局と在日の広栄建設株式会社による広運合作社操業式。

興山鉱山(鉄鉱)，操業式。

12日 水産委員会の協同水産指導総局と在日の三協総合貿易会社によるサムバン連合合弁会社操業式。

13日 朝鮮中央通信、平安南道の協同平野での新たに320余*の畑灌漑水路建設を報道。

14日 興南タオル工場操業式。

平壌毛皮輸出品加工工場拡張工事完工，操業式。

順天一北倉間の道路舗装工事完工、開通式。

15日 江原道川内炭鉱で「忠誠」坑操業式。

朝鮮中央通信、大興青年鉱業総合企業所の北斗分鉱山(マグネシアクリンカー)で近代的な鉱石処理場、破碎場建設、北斗一舞鶴間の長距離ベルトコンベアー輸送ライン建設を報道。

朝鮮中央通信、平壌塩化ビニール靴工場で射出し職場の操業を報道。

朝鮮中央通信、平壌仁谷鉱山(非鉄金属)操業を報道。

サムバン連合合弁会社の上農鉱山七垂直

- 坑完工。
- 3月15日 雲山合弁青年鉱山(非鉄金属)寺谷坑操業開始、17日、数万トン級選鉱場が完成。
- 4月1日 朝鮮中央通信、大紅丹郡総合農場で1000余ヘクタールの高原地帯の新たな開墾を報道。
- 6日 朝鮮中央通信、三水鉱山(非鉄金属)の新たな開発を報道。
- 9日 鉄道部被服会社と総連大阪生野西商工会との合弁によるチョンシン合弁会社操業開始。
- 10日 原子力研究所の核加速装置操業式。
亀城104工場(デジタル式制御機械)操業開始。
- 11日 朝鮮中央通信、3月4日工場(通信設備)の操業開始を報道。
朝鮮中央通信、天麻鉱山—垂直坑、宣川鉱山白峴坑、新坪鉱山運搬坑、栄光鉱山包装材職場操業開始を報道。
爱国カラーテレビ組立工場操業開始。
- 12日 平壤統一街完成、竣工式。
平壤—開城間の高速道路開通式。
- 13日 烏洞鉱山の銅・磁鐵選鉱場操業開始。
鉱業部と在日の長野県共和商事との合弁による至誠金山合弁会社操業開始。
安辺窯業工場の衛生陶器(便器)職場操業開始。
高原郡に水力発電所建設、操業開始。
郭山干拓地竣工。
- 14日 高原輸出被服工場操業開始。
洗浦肉加工工場操業開始。
爱国崔種榮被服工場操業開始。
- 27日 平壤市路面電車第2段階工事完工。
- 5月22日 朝鮮中央通信、光明貿易総会社と在日のジャガー商会による開城被服合作会社操業開始を報道。
- 25日 朝鮮中央通信、朝鮮ミネラルウォーター株式会社設立を報道。
- 6月3日 朝鮮明海総会社と日本のアーバンギャラリー株式会社が運営する明海被服工場操業開始。
- 7月13日 在日同胞の協力により科学院咸興分院実験器具工場で爱国接着剤職場操業開始。
- 10月1日 朝鮮对外運輸会社と国際宅配便会社のTNTエクスプレス・ワールドワイド事務所の合意によりTNT平壤事務所が開設。
- 8日 銀河貿易総局の平城被服工場近代化工事完工、操業開始。

- 20日 鉱業部と在日の金属総業株式会社との合弁による鉱万台合弁会社操業開始。
金万台合弁印刷会社操業開始。
- 22日 元山爱国麵類店開店。
- 11月28日 兩江道で大紅丹食肉加工工場と砂糖大根加工工場操業式。

このほか、元山の輸出被服工場が操業し、興南港の埠頭拡張工事の完成も報じられた。これらの成果を見ると、在日企業との合弁・合作事業の進展、とくに、鉱業および輸出向けの被服などの部門での投資の増加が目立つ。これは加工貿易を強化しようとする政務院の政策が反映されているものと見られる。

●対外経済関係 北朝鮮は、国内にないものや需要が少ないと不足しているものを輸入するという「有無相通ず」の原則で、対外経済関係を位置づけている。この経済原則は、輸入品を国産品で代替できないうえに国内産業での輸出品開拓に熱心でなかった北朝鮮経済には、外貨不足をもたらすようになったと考えられる。

1991年にはそれまで友好価格での取引やパートナーでの取引を行なっていたソ連が、国際価格の適用とハードカレンシー決済への転換を行なった。以来、外貨不足の北朝鮮の貿易はかなり苦しい立場におかれている。91年にはソ連からの輸出が3.1億ドルで70.7%減、ソ連の輸入が3.0億ドルで58.8%減であり、往復で6.1億ドルで65.8%減、まさに激減したのであった(『経済と生活』No. 13, 1992年)。ソ連解体後のロシアとの貿易も減少傾向にあるものと思われる。

中国も1992年1月23日に国際価格適用とハードカレンシー決済が決まった。92年第1~3四半期の中国からの輸出は3億8544万ドルで前年同期より2.9%増、中国の輸入は1億1019万ドルで前年同期より81.7%増、往復で4億9563万ドルで前年同期より13.9%増であり、貿易制度の変更後も中国との貿易は伸びている(『中国海關統計』1991年第4四半期、および92年第4四半期)。このことは、中国との貿易が中国側による援助の性格を持っていることをうかがわせる。

先進資本主義国の中でもっとも多い日本とは、1992年の日本からの輸出が2億5856万ドルで前年よ

り0.4%減、日本の輸入が2億2303万㌦で前年より8.8%減、往復で4億8159万㌦で前年より5.1%減である(『日朝貿易』1993年2月)。

北朝鮮は韓国とも貿易を行なっているが、その取引は間接貿易であり、韓国側ではこれを「貿易」ではなく「交易」と称している。1992年の韓国側の輸出は1127万㌦で前年より57.0%減であるが、韓国側の輸入は1億9806万㌦で前年より19.3%増であり、往復で2億0933万㌦で前年より8.9%増であった(『中央日報』[韓国]1993年2月1日)。韓国との間接貿易はこのように韓国側の入超である。

●自由経済貿易地帯 北朝鮮では経済特区の構想は、すでに1990年には出されていたようである。

1989年春に国連開発計画(UNDP)から豆満江地域の開発の提案があり、90年にこの開発を担当する民間団体として对外経済協力推進委員会が発足した(同委員会の説明による)。

1991年12月に政務院は、豆満江付近にある羅津・先鋒地区の621平方キロに自由経済貿易地帯を設置し、隣接した羅津、先鋒、清津の3港を自由貿易港とする決定を採択した。92年5月2~3日、平壤で豆満江開発をめぐる国際会議が開かれ、この地帯で経済的に有効な土地は約190平方キロであり、インフラ建設に必要な費用は約42億㌦であるとの見積が発表された。

10月5日、同地帯を対象にした「外国人投資法」、「合作法」、「外国人企業法」の3法が最高人民会議常設会議決定として採択され、12月11日、最高人民会議第9期第4回会議で承認された。

●南北経済協力 1991年末には、韓国と「北南間の和解と不可侵および協力・交流に関する合意書」が採択され、92年はこの合意書発効に基づく南北経済協力が行なわれるべき最初の年となった。しかしながら、南北対話では経済協力については大きな進展が見られなかった。それは、北朝鮮側が韓国の個々の企業をそれぞれ相手に交渉しようとするのに対し、韓国側が個々の企業をすべて政府の統制下に置こうとしているからである。

1月16~25日、大宇グループの金宇中会長が平壤を訪問し、金日成主席とも会見した。この訪問で大宇グループと北朝鮮側は南浦での衣料など軽

工業分野での合作に合意した。

7月19~25日、金達玄副総理兼对外経済委員会委員長がソウルを訪問した。金達玄副総理は崔珏圭副総理兼経済企画院長官と意見交換、また、韓国経済団体の首脳とも会見し、青瓦台も訪問した。しかし、金達玄副総理の訪問はとくに具体的な成果をもたらさなかったようである。

韓国政府はこの金達玄副総理に「おみやげ」をも与えるつもりで、大宇グループの南浦の合作事業に関する政府調査団を派遣することとした。

10月6~9日、韓国側の調査団(団長=金億年・大宇グループ会長秘書室長)が平壤を訪問した。この調査団は、北側の報道では「南朝鮮企業家たち」と呼ばれ、南側の報道では「政府調査団」と呼ばれた。すなわち、この調査団の性格は南北で合意できないままであったのである。

この調査団が平壤に入った頃、韓国では国家安全企画部が、韓国に北朝鮮のスパイが大規模な工作組織を作っていたという「南韓朝鮮労働党事件」に関する検査結果を発表した。また、この頃、韓国の国防部が「チーム・スピリット」演習再開決定を発表した。北朝鮮はこれらに反発を示し、南北経済協力は困難な状況に陥った。

1993年の展望

●国内政治、对外関係、南北関係の展望 現在のところ、北朝鮮の体制は、経済担当者に対しても軍事担当者に対しても金日成主席と金正日書記の統制が貫徹しており、体制の内部にこれを覆すような大きな動きはもちろん、政策面で大きな対立があるといった徴候は見られない。

北朝鮮は、他の社会主义国がとったような「改革」路線をとらないとの立場を確認した。そこで、今後も一党独裁の社会主义体制を維持し、イデオロギー統制を強化する政策を続けていくであろう。

国内政治における目下の課題は金正日書記の権威強化である。軍を中心とした権威強化は1993年の「祖国解放戦争勝利」40周年を機によりいっそう推進されるであろう。

国内での権威強化とともに、北朝鮮は对外関係強化とくに資本主義諸国との関係改善を積極的に進めている。とくに日本との関係改善は緊急の課

題である。日本との国交正常化交渉は1992年に中断したが、93年以降に再開する可能性は充分にある。

資本主義諸国との関係改善のみならず南北対話でも、北朝鮮の核兵器開発疑惑問題が目下最大の壁となっている。日本やアメリカ、韓国は「疑惑の完全解消」を求めている。この問題については北朝鮮側にも納得のいく解決がなされない限り、対外関係や南北関係には大きな進展は見込まれない。今のところ北朝鮮の党・国家の体制は健在であり、「チーム・スピリット」韓米合同演習再開などの圧力に屈するような形では大きな譲歩を示すことはないと思われる。

◎経済の展望 金日成主席は1993年の「新年の辞」では、石炭、電力の「先行部門」に対する投資の集中、軽工業部門における既存の設備のフル稼働、鉄道の物質技術的土台の強化、農村への充分な肥料供給を指示した。これらは従来と大きく変わることろがなく、しかも93年が最終年度である第3次7カ年計画についての言及もなかった。

同計画についてはおそらく期間延長あるいは調整期設定を考えられていると思われる。

被服などの輸出向けの軽工業分野は、在日企業からの投資もあり、今後それなりの収益を挙げていくものと考えられる。しかし、日本経済の不況が続けば、在日朝鮮人の投資家も資金調達能力の限界に突き当たる可能性がある。

対外経済関係拡大の契機として期待されている自由経済貿易地帯については、インフラ建設と法制面の整備の進展が1993年も期待される。しかし、実際にどれほどの投資を呼び込めるかは、(1)対外関係、とくに日本との関係改善問題の今後の展開、(2)インフラ建設などの投資環境づくりの進展具合、(3)北朝鮮経済現況についての情報公開の程度などの条件によると思われる。このうち、とくに(1)の対外関係では、核查問題が大きな障壁となっており、南北経済協力に対してもその進展を妨げている。

総じて1993年の北朝鮮の経済は不振脱却の決め手を欠いたままであり、対外経済関係も政治問題が壁となってその進展は緩慢であろう。

(動向分析部)

重要日誌 朝鮮民主主義人民共和国 1992年

- 1月1日** 金日成主席の新年の辞発表。
- 7日** 外交部スポーツマンが核查察受け入れ声明。
- 9日** ウクライナと外交関係を樹立。
- 10日** トルクメンと外交関係を樹立。
- 13日** 金日成主席、韓国キリスト教協議会総務の権皓景牧師一行と会見。
- 16日** 大宇グループの金宇中会長が平壌入り(～25日)。
- 18日** 姜錫柱・外交部第一副部長がイーゴリ・ロガチヨフ・ロシア大統領特使と会見。
金永南副総理兼外交部長が東南アジア訪問へ(～2月3日)。
- 21日** キルギス共和国と外交関係を締結。
- 22日** ニューヨークで朝米高位級会談。
- 23日** 北京で日朝航空当局代表会談(～24日)。
- 26日** 平壌で中国政府と貿易協定(国際価格適用とハードカレンシー決済)に調印。
- 28日** カザフ共和国と外交関係を締結。
- 30日** IAEAとの間で核查察協定調印。
北京で第6回日朝国交正常化交渉本会談(～2月1日)。
アゼルバイジャン、モルドバ両国と外交関係樹立。
- 2月3日** ベラルーシ共和国との外交関係を樹立。
- 4日** 「労働新聞」、金正日書記が朝鮮労働党の責任幹部と行なった談話「社会主义建設の歴史的教訓とわが党的総路線」(1月3日)を掲載。
- 5日** 朝鮮中央人民委員会、最高人民会議常設会議連合会議で「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」を承認。
タジク共和国との外交関係を樹立。
- 7日** ウズベク共和国との外交関係を樹立。
- 13日** 中央人民委員会、労働者、事務員の賃金引上などの措置に関する政令公布。3月1日から施行。
アルメニアと外交関係樹立に関するコムニケ調印。
- 18日** 最高人民会議常設会議第9期第16回会議、核保障措置協定の批准を最高人民会議第9期第3回会議で審議することを決定。
- 19日** 平壌で第6回南北高位級会談(～20日)。「北南間の和解と不可侵および協力・交流に関する合意書」と「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」の発効を宣言。「南北高位級会談分科委員会の構成・運営に関する合意書」に署名。
- 20日** 金日成主席、南北高位級会談南側代表団と会見。
- 26日** 金正日書記、愛国カラーテレビ組立工場を視察。
国連開発計画の計画管理委員会第1回会議と調査研究活動に参加する代表団(団長=韓泰赫・对外經濟委員会国際機構協力総局総局長)、板門店経由でソウル入り。
- 3月3日** 金日成主席、CIS連合軍代表団と会見。
- 13日** 金日成主席、抗日革命戦士たちと会見。
- 19日** 「南北核統制共同委員会の構成・運営に関する合意書」発効。
- 20日** 平壌市船橋区域の住民が人民軍に「統一号」装甲車を贈呈。
- 31日** 金日成主席、朝日新聞社代表団(団長=松下宗之編集局長)と会見。
- 4月2日** 金日成主席、米国のビリー・グラハム牧師と会見。
- 8日** 最高人民会議第9期第3回会議(～10日)、4議案を審議。(1)91年決算と92年予算について、(2)常設会議が決定した法の承認、(3)核保障措置協定承認、(4)憲法の一部修正。外交委員長に金容淳党書記を選出。
- 12日** 金日成主席、米ワシントンタイムズ紙記者代表団と会見。
- 13日** 金日成主席に共和国大元帥称号を授与。
中国の楊尚昆国家主席が平壌到着。金日成主席と会談。17日にも会談。
- 14日** 金日成主席、社会党友好親善代表団(団長=田辺誠委員長)、自民党代表団(団長=池田行彦前防衛長官)と会見。
- 15日** 政府が金日成主席誕生80周年の祝賀宴。
- 20日** 各国政党党首、代表が「社会主义偉業を擁護し前進させよう」との平壌宣言採択。
金正日人民軍最高司令官に共和国元帥称号授与。
- 23日** 金日成主席が旧ソ連の軍人や同胞と会見。
- 25日** 朝鮮人民軍創建60周年慶祝閱兵式。
- 5月2日** 自由経済貿易地帯と関連した平壌国際会議(～3日)。
5日 金日成主席、開城市内の各経済部門を現地指導。
- 6日** 第7回南北高位級会談。7日、(1)軍事共同委構成・運営、(2)協力・交流共同委構成・運営、(3)連絡事務所の設置・運営に関する3合意書に署名、「南北高位級会談合意文」を発表。
- 11日** IAEAのハンス・プリスク事務局長一行が平壌入り。(～16日)
- 13日** 北京で第7回日朝国交正常化交渉本会談(～15日)。
板門店で米兵遺体15体を引き渡す。
- 22日** 金正日書記、人民軍協奏団関係者と会見し、今後の活動での課題を示す。
- 25日** オマールと外交関係樹立。

►IAEA の第1回特定査察団、平壌着(～6月6日)。
30日 ►「祖国解放戦争勝利記念碑」建設着工式。

6月1日 ►金日成主席、米国自由連合代表団(团长=リチャード・アイコード共同議長・元下院議員)と会見。
4日 ►楊白冰・中国共産党中央軍事委員会秘書長、平壌入り(～11日)。

11日 ►姜希源副総理、地球サミットで気候条約と生物多様性保護条約に署名。

20日 ►金日成主席、抗日革命烈士の遺族と会見。

28日 ►金日成主席、米・戦略国際問題研究所のテラ副所長一行と会見。

7月7日 ►IAEA 第2回特定査察団、平壌着(～20日)。

13日 ►ラオスとの領事条約調印。

14日 ►中央人民委員会、新貨幣発行の政令を発表。

18日 ►金正日書記、軍事停戦委員会朝鮮人民軍将兵に感謝。板門店で感謝伝達集会。

19日 ►金達玄副総理一行、ソウル到着(～25日)。

21日 ►朝鮮国際貿易促進委員会と日本東アジア貿易促進会、日本・東アジア貿易研究会および日朝貿易会が平壌で共同報道発表。

26日 ►金永南副総理兼外交部長、シリア、イラン、パキスタン訪問へ出発(～8月11日)。

8月20日 ►金日成主席、米キリスト教会協議会代表団(团长=李昇万会長)と会見。

28日 ►平壌一パンコク間に航空路開設。

30日 ►延亨默総理、インドネシアでの第10回非同盟諸国首脳会議に出発(～9月7日)。

►IAEA 第3回特定査察団が平壌到着(～9月15日)。

9月4日 ►金日成主席の指導で、朝鮮労働党咸鏡北道委員会総会拡大会議。

►平壌で朝鮮人民軍模範戦闘員大会。全軍主体思想化の課題を討議(～5日)。

8日 ►朝鮮とスロベキア間の外交関係設定に関する共同コミュニケ調印。

16日 ►金日成主席、平壌市寺洞区域の将泉協同農場に対する15回目の現地指導。

►第8回南北高位級会談。17日、合意文発表。北南和解共同委員会構成・運営に関する合意書と北南和解、北南不可侵、北南協力・交流の3付属合意書に署名、発効。

20日 ►平壌で全国教育活動家大会(～22日)。

25日 ►チリとの外交関係再開に関する議定書調印。

28日 ►金正日書記、イタリア国際对外交流財政グループ理事会のカルロ・バエーリ理事長一行と会見。

29日 ►金永南副総理兼外交部長、第47回国連総会で演説。

10月1日 ►平壌で全国烈士遺族大会(～2日)。

5日 ►最高人民会議常設会議、「外国人投資法」、「合作法」、「外国人企業法」採択を決定。

6日 ►「南朝鮮企業家たち」(金億年・大宇グループ会長秘書室長)、平壌入り(～9日)。

14日 ►平壌で人民軍各級軍事学校教員大会。

27日 ►政府・政党・団体連合会議、「チーム・スピリット」再開決定に対し、(1)南側当局とのすべての対話と接触を凍結させる。(2)演習を阻止破綻させる運動を全民族的規模で繰り広げるよう呼びかける、(3)北半部で万端の準備態勢を整える、(4)積極的な対外措置を講じる等を決定。

28日 ►金日成主席と金正日書記、全国烈士遺族代表と会見。

►平壌で朝鮮人民軍第2回砲兵大会。

11月2日 ►「労働新聞」、金正日書記の「革命的党建設の根本問題について」(10月10日発表)全文掲載。

►IAEA 第4回特定査察団平壌着(～14日)。

3日 ►平壌で全国職業総同盟初級団体委員長大会。

4日 ►北京で第8回日朝国交正常化交渉本会談。

8日 ►ロシアと水産分野での協力合意書調印。

24日 ►平壌で全国熱エネルギー管理員大会。

30日 ►クロアチアと大使級外交関係樹立。

12月1日 ►中国の秦基偉国防部長、訪中の朝鮮人民軍友好参観団(团长=金在善大将)と会見。

3日 ►平壌で人民軍中隊社労青初級団体委員長大会(～4日)。

9日 ►金日成主席と金正日書記参席のもとに朝鮮知識人大会開幕(～12日)。

10日 ►朝鮮労働党中央委員会第6期第20回総会、姜成山氏の総理任命や党人事などを決める。

11日 ►中央人民委員会、政務院副総理と一部閣僚の解任・任命に関する政令公布。

►最高人民会議第9期第4回会議。「山林法」と「外国人投資法」、「合作法」、「外国人企業法」を承認。党の決定に基づき、姜成山氏を新総理に選出。

12日 ►朝鮮労働党代表団(团长=金容淳書記)、イタリアとオーストリア訪問へ出発(～25日)。

14日 ►IAEA 第5回特定査察団、平壌着(～19日)。

28日 ►金日成主席、東明王陵改築工事を現地指導。

参考資料 朝鮮民主主義人民共和国 1992年

1 国家・党・軍の指導メンバー

1. 国家指導機関メンバー(1992年12月末現在)

主席 金日成	原子力工業部長 崔学根
副主席 李鍾玉, 朴成哲	都市經營部長 李鉄奉
国防委員会	通信部長 金学燮
委員長 金日成	労働行政部長 李在潤
第一副委員長 金正日	財政部長 尹基貞
副委員長 吳振宇(人民武力部長兼任), 崔光	教育委員会委員長 崔基龍
中央人民委員会	文化芸術部長 張徹(副総理兼任)
委員 金日成(首位), 朴成哲, 李鍾玉, 韓成龍, 姜成山, 徐允錫, 池昌益(書記長), 崔文善, 金学奉, 姜賢洙, 朴勝日, 李奉吉, 林亨九, 白範守, 玄哲圭, 李吉松 (4月10日就任)	保健部長 李鍾律
政務院	鉄道部長 朴容錫
総理 姜成山	海運部長 吳成烈
副総理 金永南, 崔永林, 洪成南, 金福信, 姜希源, 金 允赫, 金達玄, 金渙, 金昌周, 張徹	商業部長 韓章根
外交部長 金永南(副総理兼任)	科学院長 金敬峰
社会安全部長 白鶴林	国家体育委員会委員長 金裕淳
国家計画委員会委員長 金達玄(副総理兼任, 12月11日 就任)	中央銀行総裁 鄭成沢
軽工業委員会委員長 金福信(副総理兼任)	中央統計局長 申京植
化学工業部長 金渙(副総理兼任, 12月11日就任)	中央資材総連合商社総社長 蔡圭彬
対外経済委員会委員長 李成大(12月11日就任)	政務院事務局長 鄭文山
国家検査委員会委員長 全文燮	最高人民会議常設会議
交通委員会委員長 李勇武	議長 楊亨燮
電力工業委員会委員長 李知贊	副議長 呂惠九, 白仁俊
農業委員会委員長 金元振	事務長 李夢鎬
水産委員会委員長 崔福延	委員 李季白, 鄭信赫, 鄭俊基, 康泰俊, 鄭斗煥, 崔龍 海, 朴寿東, 金聖愛, 柳鎬俊, 鄭河徹, 韓基昌 (12月11日就任)
国家建設委員会委員長 金応祥	中央検察所
人民奉仕委員会委員長 孔鎮泰	所長 李用燮(12月11日就任)
国家科学技術委員会委員長 李子方	中央裁判所
電子自動化工業委員会委員長 金昌鎬	所長 崔源益(12月11日就任)
金属工業部長 崔永林(副総理兼任, 12月11日就任)	
機械工業部長 桂亨淳	
鉱業部長 金泌渙	
石炭工業部長 金利龍	
資源開発部長 金世榮	
船舶工業部長 李錫	
建設部長 趙哲俊	
建材工業部長 朱栄勲	
林業部長 金在律	
地方工業部長 金成求	

2. 朝鮮労働党の指導的メンバー

金日成 (総書記, 政治局常務委員会委員)
金正日 (政治局常務委員会委員, 中央委員会書記)
吳振宇 (政治局常務委員会委員)
姜成山 (政治局委員)
李鍾玉 (政治局委員)
朴成哲 (政治局委員)
金永南 (政治局委員)
崔光 (政治局委員)
桂応泰 (政治局委員, 中央委員会書記)
全秉鎬 (政治局委員, 中央委員会書記)
韓成龍 (政治局委員, 中央委員会書記)
徐允錫 (政治局委員, 平成南道党委員会責任書記)
崔泰福 (政治局委員候補, 中央委員会書記)
金達玄 (政治局委員候補)

崔永林 (政治局委員候補)
 金基万 (政治局委員候補)
 洪成南 (政治局委員候補)
 延亨默 (政治局委員候補, 慈江道党委員会責任書記)
 洪時学 (政治局委員候補)
 金福信 (政治局委員候補)
 姜希源 (政治局委員候補)
 金容淳 (政治局委員候補)
 金仲麟 (中央委員会書記)
 朴南基 (中央委員会書記)
 徐寬熙 (中央委員会書記)
 尹基福 (中央委員会書記)
 黄長樺 (中央委員会書記)

3. 朝鮮人民軍

最高司令官 金正日 (4月20日共和国元帥称号授与)
 総参謀長 崔光 (4月20日人民軍次帥称号授与)

2 金日成主席の新年の辞(1992年12月31日)

親愛なる同志のみなさん！

同胞兄弟姉妹のみなさん！

われわれは祖国の歴史に永遠に輝く意義深い1年を送り、希望に満ちた新年1993年を迎えます。

私は新年を迎北半部の全人民と南半部の兄弟のみなさん、そして在日同胞を始めすべての海外同胞に熱烈な祝賀と熱い挨拶を送ります。

私はまた自主、平和、社会主义の道に沿って進む世界の進歩的人民と友人に新年の挨拶を送ります。

1992年はわが党と全人民が一つの心、一つの志で固く団結して難闘と試練に打ち勝ち、社会主义偉業の正統性と不敗性を力強く固持した誇らしい勝利と栄光の年でありました。

昨年、帝国主義者と反動は社会主义の砦であるわが共和国を孤立、窒息させ、社会主义偉業を抹殺しようと執拗に策動しましたが、わが人民の前進を阻むことはできませんでした。わが人民は何かの圧力や脅しに屈して革命的信念と原則を捨ててのような人民ではなく、いかなる風が吹こうとも自らの道を捨てて他の道に進む人民ではありません。

わが人民は、挑戦に突き当たるほどチュニエ(主体)の革命的な旗じるしをいっそう高く掲げて前進してきたし、力強い闘争を繰り広げて社会主义建設で輝かしい成果を収めました。われわれはこうすることで自らの歴史的偉業に忠実であったばかりでなく、世界人民の信頼と期待に応えることができました。

昨年、困難で誇らしい闘争を通じてわが人民はいっそう鍛錬され、党と人民大衆の統一団結はいっそう強化され、どのような苦しい条件でも自身の力で生き抜ける自立的民族経済の土台がしっかりと固められました。われわれは政治思想的にも、物質的にもより大きな力を持つようになり、より勝利の前途を展望できるようになりました。

私は、昨年、党と革命に対する限りない忠実性と献身性を發揮して社会主义陣地を強化し、チュニエ革命偉業を勝利的に前進させるうえで寄与したわが労働者階級と農民、知識人、人民軍将兵をはじめ全人民に熱い感謝を送ります。

今年は偉大な祖国解放戦争(朝鮮戦争)勝利40周年にあたる意義深い年であります。

祖国解放戦争でわが人民と人民軍は党の周りに固く団結し、不屈の闘争精神と無比の犠牲的精神を發揮し英雄的に闘うことによって帝国主義の武力侵攻を撃破し、祖国の自由と独立を誇らしく守護してわが人民の革命的気概を全世界に轟かせました。今日の情勢は、わが人民が厳しい戦火の日々に発揮したその闘争精神と気迫を持ち、引き続き力強く前進することを要求しています。

帝国主義者と反動のあらゆる挑戦と妨害策動を紛糾してわれわれの社会主义を擁護固守し、いっそう輝かせることは、今日、わが党と人民に課せられている栄えある課題であります。

すべての党員と労働者は「全党、全民、全軍が一心団結して社会主义偉業を最後まで完成しよう！」というスローガンを高く掲げて自力更生、艱苦奮闘の革命精神と大衆的英雄主義を發揮し、社会主义建設を力強く進めてわが国の社会主义の優位性をいっそう高く発揚しなければなりません。

わが国の社会主义はチュニエ思想を具現した人民大衆中心の社会主义であります。わが国では全人民が国家と社会の眞の主人として政治、経済、文化のすべての分野で最も価値ある幸福な生活を平等に過ごしています。わが社会は人民の政治的権利が法的に社会的に徹底的に保障され、人間の尊厳を侵害し蹂躪するいかなる社会悪もない政治的に最も安定した社会であります。国家が人民の生活を全般的に責任を持って保障するわが国では、人々が食べて着て暮らすうえでの心配を知らないだけでなく、誰もが素質と能力に応じた職場を持って創造的な労働生活を行なっており、ただ一人の失業者も流浪乞食も見出せません。わが国では無償治療制の実施によって人民が無病長寿を享受しており、最も先進的な無料義務教育制が実施され、すべての人が一生心おきなく学び、絶えず発展しています。「一人はみんなのために、みんなは一

人のために」という集団主義原理にもとづき、社会のすべての人が一つの大家庭を築き互いに助け導き合いながら苦楽を共にするのは、わが社会の重要な特徴であり本質的優位性であります。

わが人民が享受している尊厳と幸福な生活は抑取階級社会では考えることすらできないものであり、それはただ社会主義社会でのみ保障できるものであります。社会主義を離れてはわが人民の今日の幸福も明日の希望もありません。社会主義は即ち、わが人民の生活であり生命であります。長い期間の血の滲む鬭争を通じて勝ち取ったわれわれの社会主義を擁護固守し輝かせていくこの道だけが、朝鮮人民の栄光ある生きる道であり勝利の道であります。社会主義建設でわが党の革命的原則と路線は確固としており変わりがありません。われわれの社会主義偉業が、かくも困難かつ複雑な環境の中でも失敗や挫折を知らず真っすぐ勝利の道を前進してこられたのは、わが党がチュチュ革命的原則と路線を一貫して堅持してきたためであります。われわれは歴史の試練の中でその正当性と生命力が確証された思想における主体、政治における自主、経済における自立、国防における自衛の原則を引き続き堅持し、社会主義建設の総路線を確固と掌握して思想、技術、文化の三大革命をいっそう力強く繰り広げなければなりません。

人民大衆の政治思想的統一はわれわれの力の源泉であり、すべての勝利の決定的保証であります。人民大衆の政治思想的統一を強化して思想的要塞を強固にするとき、社会主義が不敗の威力を持つことを歴史は示しています。われわれは思想革命を力強く繰り広げ、すべての党员と労働者をチュチュ思想で確固と武装させ、党と人民大衆の一心団結をいっそう強化すべきであります。

すべての人が白いごはんに肉スープを食し綿織物を着て瓦屋根の家で暮らしたいという人民の宿願を実現することは、社会主義建設の重要な目標であります。われわれは今年、社会主義経済建設を力強く進めて経済の自立的土台をいっそう確固にし、人民の物質文化生活を早く向上させなければなりません。

経済建設で力を集中すべき中心点は石炭工業と電力工業、金属工業であります。特に石炭工業を確固として優先させることが重要であります。石炭生産を決定的に増やすべば緊張した電力問題も解決でき、金属工業をはじめ人民経済の各部門で生産を正常化できます。石炭工業をはじめ人民経済の先行部門に投資を集中し、生産に必要なすべての条件を優先的に保障してこの部門から生産高揚が起こるようにしなければなりません。

軽工業部門では技術を大胆に革新し設備をすべて稼動させるための積極的な対策を立て、すでに準備された生

産の潜在力を効果的に利用し国家的に大きな力を入れて生活消費財生産を大々的に増やさなければなりません。

交通運輸部門では鉄道の物質技術的土台をいっそう強化し、党の輸送革命方針を徹底的に貫徹して経済の輸送需要を円滑に保障するようにしなければなりません。

今年、農業部門ではチュチュ農法の要求を貫徹して農業生産を増やすための闘いを力強く繰り広げなければなりません。水問題と種子問題が解決した現在、チュチュ農法を貫徹して農業生産を画期的に増やすための鍵は農村に肥料を充分に送ることであります。化学工業部門をはじめ当該部門では、今年の農業に必要な化学肥料を隨時に責任を持って生産供給しなければなりません。

われわれは今年に平壤市3万世帯住宅建設をはじめ都市と農村で住宅建設を大々的に繰り広げ、人民に、より文化的な生活条件を整えなければなりません。

われわれは文化革命をいっそう力強く繰り広げて科学、教育、保健、文学芸術、体育をはじめ文化建設のすべての分野で新たな発展を果たさなければなりません。われわれの知識人たちは党の革命戦士としての矜持と自負心を持って創造的才能と知恵を余すところなく發揮し、社会主義文化建設に積極的に貢献することで党と人民の高い期待に応えねばならないであります。

われわれは敵の侵略的挑発策動に備えて防衛力を強化することに力を入れるべきであります。

われわれは全軍幹部化、全軍近代化、全民武装化、全国要塞化方針を貫徹して革命武力を強化し、全人民的防衛体系をいっそう固めるべきであります。全人民軍将兵と労農赤衛隊員、赤い青年近衛隊員は祖国の安全と社会主義偉業をしっかりと守衛すべく、政治思想的に、軍事技術的に確固として準備しなければなりません。

革命と建設での成果如何は大衆の革命的熱意と創造力をどのように組織動員するかにかかっています。すべての指導活動家はわが党の創造した青山里精神、青山里方法と大安の事業体系の要求どおり政治活動を確固と優先させて大衆を鬪争と偉烈へと呼び起こし、党の路線と方針を貫徹するための作戦と組織活動を手抜かりなく練り上げなければなりません。すべての活動家が高い革命性を持って戦闘的に働き、全社会に英雄的に暮らし闘う革命的気風が溢れるようにしなければなりません。

わが党と共和国政府は終始一貫、民族自主の原則で祖国統一を実現するための闘いを粘り強く繰り広げてきました。

わが党が民族自主の統一思想を具現して自主、平和統一、民族大团结の3大原則を提示してからの20年間、祖国統一運動は全民族的規模で絶えず拡大発展してきたし、その過程で北南対話は高い段階へと発展し遂に「北南間

の和解と不可侵および協力・交流に関する合意書」と「朝鮮半島の非核化に関する共同宣言」を採択し発効させる画期的な前進を遂げることができました。全民族が希望と期待を持って統一を身近に感じるようになった今日に至って、南朝鮮当局者たちが不当な口実を設けて北南合意書の履行を妨害し挑発的な「チーム・スピリット」合同軍事演習の再開に向かっていることは、民族自主の統一原則を否定し外勢の力に依拠して不純な目的を実現しようとする反民族的行為であります。

わが民族が望む統一は民族の自主性を実現するための統一であり、他人に隸属して生きるための統一ではありません。われわれが他人に隸属して生きていくなれば、あえて長期間にわたって困難な民族解放闘争を繰り広げる必要がなかったでしょうし、解放から今日まであらゆる犠牲をはらいながら外勢の侵略と干渉に反対して闘う必要もなかったであります。民族自主の原則は譲ることのできない祖国統一の根本原則であります。この原則を否定しておいて対話とか、統一と言うのは民族に対する愚弄であり、許されないものであります。

わが党と共和国政府は今後も民族自主の原則で一つの民族、一つの国家、二つの制度、二つの政府にもとづく連邦制方式で祖国統一を実現するために引き続き努力するであります。われわれは何人であれ民族自主の立場から真に祖国統一問題を解決しようとする誠実な態度で臨むならば、過去を問わずに虚心坦懐に民族の統一問題を協議するでしょうし、祖国統一偉業を実現するためと共に努力するであります。

朝鮮の統一問題は、わが民族が主体になって解決しなければならない民族的問題であると同時に、関係諸国も責任を感じて積極的に協力しなければならない問題であります。冷戦の産物である朝鮮問題を解決するためには、関係諸国が冷戦時代の古い政策を大胆に捨てなければなりません。われわれに対して軍事的に脅かし経済的に圧力を加えながら冷戦時代の一辺倒政策に引き続きこだわるのは、冷戦の後遺症を克服しようとする態度ではなくて時代の流れに逆行するものであります。関係諸国が時代的要求と国際的正義の原則に沿って朝鮮問題を公正に解決しようとする立場に立つ時、朝鮮問題で負っている自らの責任と義務を履行できるようになるでしょうし、これはわが国と関係諸国との関係を改善するにおいても好ましい影響を与えることになるであります。

祖国統一の前途にはいまだ障害と難関がありますが、民族自主の原則に沿って前進するわが人民の祖国統一偉業は必ず勝利するであります。

現下の国際情勢は複雑ですが、わが共和国政府の自主的な对外政策には変わりはありません。共和国政

府は今後も引き続き自主、平和、親善の对外政策を貫徹していくであります。われわれはいかなる複雑な情勢の中でも自主性を確固と堅持し、革命的原則と国際的義務に忠実であるでしょうし、全世界の自主化を実現するため社会主义諸国や非同盟諸国をはじめ世界各国の人民との親善協力関係を発展させるため、すべての努力を尽くすであります。

われわれの革命偉業は正当であり、人民大衆中心の共和国社会主义は必勝不敗であります。われわれの前途を輝かしく照らすチュチュ思想があり、人民を勝利へと導く党的正確な指導があり、党的指導を忠誠で仰ぐ統一団結した人民がいる限り、いかなる力も、東方において社会主义の旗じるしを高くなびかせて進むわれわれの前途を阻むことはできないであります。

みなこぞって党中央委員会の周りに固く団結し新しい勝利に向けて力強く前進していきましょう。

(『労働新聞』1993年1月1日)

③ 朝鮮民主主義人民共和国外国人投資法

(朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常設会議
決定第17号 1992年10月5日)

第1条 世界各国との経済協力を拡大発展させることは朝鮮民主主義人民共和国の一貫した政策である。

国家は、完全な平等と互恵の原則にもとづいて外国人投資家が共和国の領域内に投資することを奨励する。

第2条 この法律は、外国人投資家が外国人投資企業を創設、運営する一般原則と秩序を包括的に規制する。

外国人投資家とは共和国領域内に投資する外国の法人および個人をいう。

外国人投資企業とは共和国領域内に設立された合作企業、合弁企業、外国人企業をいう。

合作企業とは朝鮮側投資家と外国側投資家が共同で投資して朝鮮側が運営し、契約条件にもとづいて相手側の投資分を償還もしくは利潤を分配する企業をいう。

合弁企業とは朝鮮側投資家と外国側投資家が共同で投資して共同で運営し、投資額によって利潤を分配する企業をいう。

外国人企業とは外国人投資家が単独で投資し経営する企業をいう。

第3条 外国人投資家は共和国領域内に合作企業、合弁企業を設立し、自由経済貿易地帯内で外国人企業を創設、運営することができる。

第4条 国家は、共和国の法律にもとづいて外国人投資家と外国人投資企業の合法的権利と利益を保障する。

第5条 外国の機関、会社、企業体、個人およびその

他の経済組織は共和国領域内に投資することができる。

第6条 外国人投資家は工業、農業、建設、運輸、通信、科学技術、観光、流通、金融等の各部門に投資することができる。

第7条 国家は、先端技術をはじめ現代的技術と国際市場で競争力の高い製品を生産する部門、資源開発およびインフラストラクチャー整備、科学研究および技術開発部門に対する投資を特別に奨励する。

第8条 奨励する部門に投資設立した外国人投資企業は所得税をはじめ各種税金の減免、有利な土地使用条件の保障、銀行貸し付けの優先的提供などの優遇を受ける。

第9条 自由経済貿易地帯内に設立された外国人投資企業は次のような経営活動上の特恵が保障される。

(1) 国家が別に定めた品目を除いては輸出入物資に対して関税を課さない。

(2) 利潤を生み出した年から3年までは所得税を免除し、その後の2年間は所得税を50%範囲内で減税することができる。所得税率は他の地域より低くし、決算利潤の14%とする。

第10条 国家は自由経済貿易地帯内に企業を創設し、またはその運営のために出入国する外国人投資家には手続きおよび方法に便宜を与える。

第11条 民族経済の発展と国の安全に支障を与えたり経済的、技術的に立ち遅れていったり、環境保護の要求に抵触するプロジェクトの投資は禁止、または制限する。

第12条 外国人投資家は貨幣財産、現物財産、工業所有権、ノウハウ等の財産および財産権で投資することができる。この場合、投資する財産と財産権の価値はその時の国際市場価格にもとづき当事者間の合意によって評価する。

第13条 外国人投資企業はわが国や外国に支社、代表部、出張所を設けたり子会社を設立することができ、わが国または外国の会社と企業を連合することもできる。

第14条 共和国領域内に設立した合作企業、合弁企業、外国人企業はわが国の法人となる。

共和国領域内にある外国人投資企業の支社、代表部、出張所はわが国の法人となりえない。

第15条 国家は、外国人投資家と外国人投資企業設立に必要な土地を最高50年まで賃貸しする。賃貸した土地はその期間内に当該機関の承認を得て譲渡または相続することができる。

第16条 外国人投資企業はわが国の労働力を採用しなければならない。契約によって定められた管理人員と特殊な職種の技術者、技能工は政務院の対外経済機関との合意にもとづいて外国人を採用することができる。わが国の労働力は当該労働管理機関と契約を結び、それにも

とづいて採用または解雇する。

第17条 外国人投資家と外国人投資企業は共和国の当該法律にもとづいて所得税、企業運営税、財産税等の税金をおさめなければならない。

第18条 外国人投資家は利潤の一部または全部を共和国領域内に再投資することができる。

この場合、再投資分に対して既に納付した所得税の一部または全部の払い戻しを受けることができる。

第19条 外国人投資企業と外国人投資家が投資した財産は国有化したり国家が没収しない。やむをえない事情で国有化したり没収する場合は相応の補償をする。

第20条 外国人投資家が企業運営で得た合法的利潤、その他の収入、企業を清算しての残金は共和国の外貨管理に関する法律と規定にもとづいて国外に送金することができる。

第21条 国家は外国人投資企業の経営秘密を法的に保障し、外国人投資家との合意なしに公開しない。

第22条 外国人投資に関する意見相違は協議の方法で解決する。紛争は朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関または仲裁機関が必要な手続きにしたがって審議、解決し、または合意によって外国の仲裁機関に提起し解決することもできる。

4 朝鮮民主主義人民共和国合作法

(朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常設会議
決定第18号 1992年10月5日)

第1条 朝鮮民主主義人民共和国合作法は、わが国と世界各国との経済協力と技術交流の拡大発展に寄与する。

第2条 合作企業とは、朝鮮側の投資家と外国側投資家が共同で投資し、朝鮮側が生産と経営をし、合作契約条件にもとづいて相手側の投資分を償還もしくは利潤を分配する企業を指す。

第3条 合作企業は、輸出製品および先進技術が導入された製品を生産する部門に組織するのを基本とし観光業およびサービス部門にも組織することができる。

第4条 国家は、外国人投資家が近代的な設備や先端技術を投資したり国際市場で競争力の高い製品を生産する部門に投資することを奨励する。

第5条 共和国領域外に居住している朝鮮同胞もこの法律にもとづいて合作することができる。

第6条 合作を行なおうとする機関、企業所、団体は当該上級機関と協議して外国人投資家と合作契約を結んだ後、政務院の対外経済機関に合作申請書を提出しなければならない。

この際、申請書には契約書、経済技術見積書等の必要

文書を添付しなければならない。

第7条 政務院の对外經濟機関は、合作申請書を受け付けた日から50日以内にその承認もしくは否決を決定しなければならない。

第8条 合作企業は合作が承認されて30日以内に当該企業の所在地の道(直轄市)行政經濟委員会に登録しなければならない。登録日を合作企業創設日とする。

第9条 合作企業は、承認を受けた合作業種を随意に変更することはできない。承認された業種を変更する場合は、政務院の对外經濟機関の承認を受けなければならぬ。

第10条 合作をする一方が自分の権利と義務のうち全部または一部を第三者に譲渡しようとする場合は、相手側の同意を得た後、政務院の对外經濟機関の承認を受けなければならない。

第11条 合作企業は、契約にもとづいて外国人投資家側の技術者を採用し、政務院の对外經濟機関との合意のもとに第三国の技術者を採用することができる。

第12条 合作企業は、国家が承認したところにもとづいて生産および経営に必要な物資を輸入し、生産した製品を輸出することができる。

第13条 外国人投資家の投資に対する償還と利潤分配は合作製品をもってすることを基本とし、双方の合意によって他の方法をとることもできる。

第14条 合作企業で生産された製品とそこで得られた収入は、合作契約にもとづいて償還または分配の義務の履行に優先的に使うことができる。

第15条 外国の投資家が合作企業で得た合法的利潤、その他の収入は、共和国の外貨管理に関する法律と規定によって国外に送金することができる。

第16条 合作当事者は非常設的な共同協議機構を組織することができる。共同協議機構では、新しい技術の導入と製品の質向上、再投資等、合作経営で提起される重要な問題を協議する。

第17条 合作企業は、経営活動に対する決算を月別、四半期別、年別に行なう。合作企業は、規定にもとづいて財政会計決算書を当該機関に提出し、財政銀行機関の監督を受けなければならない。

第18条 合作企業は、契約にもとづいて利潤を分配する場合、法律に定められた税金を払わなければならない。

第19条 合作当事者のうち、ある一方が合作契約義務を履行せず企業を運営することができなくなった場合、政務院の对外經濟機関の承認を受けて合作企業を解散することができる。この場合、生じた損害に対する責任は契約義務を履行しなかった当事者が負う。

第20条 合作は合作期間の満了で終わる。合作企業は、

合作期間の満了時またはそれ以前に解散する場合、法律の定めるところにより債権債務関係を清算し、登録取り消し手続きをしなければならない。合作当事者が合作期間満了後も合作をつづけようとする場合は、その期間満了の6カ月前に政務院の对外經濟機関の承認を受けなければならない。

第21条 合作に関連する意見相違は協議の方法で解決する。紛争は朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関または仲裁機関が当該手続きにしたがって審議し解決する。

5 朝鮮民主主義人民共和国外国人企業法

(朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議常設会議
決定第19号 1992年10月5日)

第1章 外国人企業法の基本

第1条 朝鮮民主主義人民共和国は世界各国との経済関係を拡大発展させるために、外国の法人および個人が自由経済貿易地帯内に外国人企業を創設、運営することを許容する。

第2条 外国人企業とは、外国人投資家が企業設立に必要な資本の全部を投資して創設し、独自に経営活動を行なう企業をいう。

第3条 外国人投資家は電子工業、自動化工業、機械製作工業、食品加工工業、縫製品工業、日用品工業と運輸およびサービス業などの各部門で外国人企業を創設、運営することができる。

国の安全に支障をもたらし、技術的に立ち遅れた企業は創設できない。

第4条 国家は、外国人投資家が投資した資本と企業運営で得た所得を法的に保護する。

第5条 外国人投資家は共和国の法律と規定を尊重しそれを厳守しなければならず、人民経済の発展を阻害する行為をしてはならない。

第6条 共和国領域外に居住している朝鮮同胞も、この法律にもとづいて自由経済貿易地帯内で独自に企業を創設、運営することができる。

第2章 外国人企業の創設

第7条 外国人企業を創設しようとする外国人投資家は、外国人企業創設申請書を政務院の对外經濟機関に提出しなければならない。この際、申請書には企業の定款、経済技術見積書、投資家の資金信用確認書等、審議批准に必要な文書を添付しなければならない。

第8条 政務院の对外經濟機関は、外国人企業創設申

請書を受け付けた日から80日以内に関係機関との協議を経て、その創設の承認もしくは否決を決定しなければならない。

第9条 外国人投資家は、企業の創設が承認されれば30日以内に企業所在地の道行政経済委員会に企業を登録しなければならない。企業を登録した日が外国人企業創設日となる。

外国人企業は企業を登録した日から20日以内に企業所在地の財政機関に税務登録をしなければならない。

第10条 外国人企業は政務院の対外経済機関の承認を得て、わが国または外国に子会社を設立し、わが国または他国の会社と企業を連合することができる。

第11条 外国人投資家は、外国人企業を設立するのに必要な建設をわが国の当該建設機関に委託して行なうことができる。

第12条 外国人投資家は、承認された外国人企業創設申請書に指摘された期間内に投資しなければならない。やむをえない事情によって定められた期間内に投資できない場合は、当該機関の承認を受けて投資期日を延長することができる。

第13条 政務院の対外経済機関は、外国人投資家が投資期間内に正当な理由なしに投資しない場合は、既に承認した外国人企業の創設を取り消すことができる。

第3章 外国人企業の経営活動

第14条 外国人企業は、政務院の対外経済機関が承認した企業の定款の範囲内で経営活動を行なわなければならない。

第15条 外国人企業は、企業を登録した道行政経済委員会に生産および輸出入計画を提出しなければならない。

第16条 外国人企業は、経営活動に必要な物資をわが国で購入したり搬入することができ、生産した製品を輸出することもでき、またはわが国に販売することもできる。

第17条 外国人企業がわが国の原料、資材、設備を購入したり、生産した製品を朝鮮に販売するのは、共和国の当該貿易機関を通じて行なうことを基本とする。

第18条 外国人企業は朝鮮民主主義人民共和国貿易銀行に口座を設けなければならない。

外国人企業は外貨管理機関との合意のもとにわが国の他の銀行もしくは外国の銀行に口座を設けることもできる。

第19条 外国人企業は、企業の所在地入に簿記帳簿を置き、経営計算を共和国の外国人投資企業に関する財政会計計算規範にもとづいて行なわなければならない。

第20条 外国人企業は、企業運営に必要な労働力を企業の所在地の労働管理機関と結んだ契約にもとづいてわが国の労働力を採用しなければならず、また、採用した労働力を解雇することができる。

外国人企業が、他国の技術者、技能工を採用しようとする場合は、政務院の対外経済機関と合意しなければならない。

第21条 外国人企業の従業員は職業同盟組織を設けることができる。

職業同盟組織は、共和国の労働法規にもとづいて従業員の権利と利益を保護し、外国人企業と労働条件保障に関する契約を結び、その履行を監督する。

外国人企業は職業同盟組織の活動条件を保障しなければならない。

第22条 外国人企業は、企業運営で得た合法的な利潤を再投資し、共和国の外貨管理に関する法律と規定にもとづいて国外に送金することができる。

第23条 外国人企業が保険に入る場合は、朝鮮民主主義人民共和国の保険に入らなければならない。

第24条 外国人企業は法律の定めるところにより税金を収めなければならない。

第25条 外国人企業が生産と経営活動に必要な物資を輸入、または生産した製品を輸出する場合は、それに関税を課さない。

第26条 外国人企業は登録資本を増やすことができる。

外国人企業が登録資本を他人に譲渡する場合は、政務院の対外経済機関の承認を受けなければならない。外国人企業は存続期間内に登録資本を減らすことができない。

第27条 政務院の対外経済協力機関と財政機関は、外国人企業の投資および税務状況を点検監督することができる。

第4章 外国人企業の解散と紛争解決

第28条 外国人企業は承認される存続期間が満了すれば解散される。

外国人投資家は存続期間の終了前に企業を解散もしくはその期限を延長しようとする場合は、政務院の対外経済機関の承認を受けなければならない。

第29条 政務院の対外経済機関をはじめ当該機関は、外国人投資家や外国人企業がこの法律に違反した場合、その状況によって企業を中止または解散させるか罰金を課すことができる。

第30条 外国人投資家は、外国人企業が解散または破産した場合、企業を登録した道行政経済委員会に解散または破産登録をしなければならない。

外国人企業の財産は、清算手続きが終わる前には随意に処理することができない。

第31条 外国人企業に関する意見相違は協議の方法で解決する。

紛争は朝鮮民主主義人民共和国の裁判機関または仲裁機関が必要な手続きにしたがって審議し解決する。

⑥ 「朝鮮民主主義人民共和国政府と国際原子力機関との間に締結された核拡散防止条約にもとづく保障措置協定批准に関する提案審議について（最高人民会議第9期第3回会議で行なった原子力工業部長・崔学根代議員の報告）」（1992年4月9日）

代議員同志諸君！

共和国政府は去る1月30日、国際原子力機関と「核拡散防止条約にもとづく保障措置適用に関する朝鮮民主主義人民共和国と国際原子力機関との協定」に署名し、これを最高人民会議常設会議の審議に提起しました。

この提案にもとづいて去る2月18日に開かれた最高人民会議常設会議第9期第16回会議では、共和国政府の核保障措置協定締結を検討し、問題の性格に鑑みて、これを最高人民会議第9期第3回会議の審議に提出しました。

わたしは委任によって、共和国政府が対外関係においてもっとも先鋭な問題の一つとして提起されている核保障措置協定問題の公正な解決のために傾けてきた誠意ある努力と原則的立場について報告するものです。

共和国政府は、1985年12月12日に核拡散防止条約に加盟しました。

共和国が同条約に加盟したのは、核エネルギーをもっぱら平和目的に利用し、核兵器を開発しないとの確固たる立場を内外に宣言したものであり、わが党の一貫した反核平和政策から出発した正当な措置がありました。

共和国政府は、創建当初から対外関係において反核平和政策を変わることなく実施してきました。

わが党と共和国政府の反核平和政策は、世界で人間をもっとも大切な存在とみなす主体思想の根本原理にその基礎をおいており、自主、平和、親善を基本理念とする对外政策の重要な構成要素をなしています。

わが党と共和国政府の反核平和政策は、人民大衆中心の朝鮮式社会主義の本質的要求から出発しており、国家と社会の主人であり自らの運命の主人である朝鮮人民の自主的な要求と平和意志を反映しています。

共和国政府は、核軍備競争を防止し、核兵器を撤廃するため積極的に闘争をしており、核エネルギーを和平目的に利用するための科学研究活動を粘り強く進めて

きました。

共和国政府は、何よりもまず、南朝鮮からのアメリカの核兵器を撤収させ朝鮮半島の非核化を実現するために終始一貫努力してきました。

偉大な首領、金日成主席におかれましては次のように教示なさいました。

「朝鮮半島を非核地帯にすることは、朝鮮の平和を維持強化し、さらにはアジアと世界の平和を保障するうえで、きわめて切実な問題となっています。」

われわれは、長い年月にわたってわれわれに加えられてきた核の脅威を除去することを、民族存亡に関する重大な問題とみなし、反核闘争を片時も中断しませんでした。

われわれはつとに1956年11月、朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議第12回会議において南朝鮮での核兵器導入に反対する公式的立場を明らかにしたのに続き、南朝鮮がアメリカの核基地になることを許さないと、再三主張してきました。

われわれは、1960年代と70年代にも、最高人民会議、北南調節委員会や軍事停戦委員会で、そして多くの機会に、南朝鮮の核基地化に反対するわが党と共和国政府の正当な立場を再三明らかにしてきました。

われわれの反核闘争は、核試験戦争である「チーム・スピリット」合同軍事演習が繰り返され朝鮮半島での熱核戦争の危険がさらに増大した1980年代に至って、いっそう強化され、それは朝鮮半島と東北アジア地域の非核平和化実現のための闘争へと深化しました。

共和国政府は1980年代に、朝鮮半島で日ごとに増大する核戦争の危険を防止するための画期的な措置として、朝鮮半島を非核地帯化し軍縮を実現することについての一連の提案を示し、昨年には、世界的な軍縮の流れに即して朝鮮半島でも軍縮を実現するためにまず北と南が協議を行なうことについて提案を示しました。

共和国政府は昨年、核大国が核軍縮の実現と核戦争の防止に対する問題で原則的な合意を遂げたときにも、アメリカが本当に平和を願うのであれば南朝鮮にある核兵器を撤収し、朝鮮半島の非核・平和地帯化に応じるように促しました。

われわれのこのような原則的な諸提案は、朝鮮半島の緊張を緩和してアジアと世界の平和に寄与せんとする共和国政府の確固たる立場と意志をそのまま示したものであります。

共和国政府はまた、主体的で自立的な核エネルギー開発計画を立て、核エネルギーを社会主義経済建設に利用するための研究事業を深化させてきました。

共和国政府は、原子力工業の発展についての朝鮮労働

党第4回大会の決定にもとづいて、放射線と放射性アイソトープを人民経済の各部門に広く利用する一方、自力で核エネルギー開発事業と科学的研究を長期的な展望のもとに進めてきました。

われわれは、火力と水力資源に依拠する発電所の建設を基本にしながら、増大する人民経済の電力需要を円滑に保障するため、核エネルギー開発に大きな意義を付与し、長い間、われわれの資源、われわれの技術、われわれの力で核エネルギー開発事業を粘り強く進めてきました。

共和国政府は、主体的な核エネルギー開発計画にもとづいて、寧辺地区に核研究センターをもうけ、原子力の平和利用のための研究事業を進めてきました。

わが国の科学者、技術者たちは、自力更正の革命的精神をもって刻苦奮闘し核エネルギー利用分野において貴重な経験を積むようになり、自力で原子力発電所を建設し運営する技術と知識を持つことができるようになりました。

これは、核エネルギーの平和的利用においてわが国の人民が達成した誇らしい成果であり、核エネルギー工業を長期的な展望のもとに展開できる高貴な礎であります。

わが国における核エネルギーの平和的利用のためのすべての活動の法的基礎は、最高人民会議常設会議が1974年1月23日に審議決定し、最高人民会議第5期第3回会議で承認された朝鮮民主主義人民共和国原子力法であります。

原子力法は、核エネルギーを平和的目的に利用するための研究と開発を進めて國の科学と経済を発展させ、人民の物質文化生活を向上させるために貢献しなければならないとの原子力研究開発目的を明らかにしました。

わが国における自らの力と技術による核エネルギーの成功裏の開発、放射線と放射性アイソトープの広範な利用は、まさに原子力法が規定したこの目的を達成するための闘争の過程でもたらされた結実であります。

われわれは今後も、核エネルギー工業建設を基本とする原子力の平和的利用のための原子力開発事業を積極的に推進していくであります。

われわれは、現在運営している出力5000瓩の試験用原子力発電所を正常に稼働させる一方、建設中にある出力5万瓩の原子力発電所と20万瓩の原子力発電所建設を力強く推進し、1990年半ばに操業させるであります。

そして、出力のより大きな新しい原子力発電所を年次別に引き続き建設し、電力に対する増大する人民経済の需要をより円滑に保障するために貢献するであります。

また、原子力法は核エネルギーの平和的利用分野において諸外国と平等、互恵の原則にもとづいて交流と技術協力を進め、国際原子力機関をはじめ国際機関との協力を推進することについての問題も規定しています。

核エネルギーの平和的利用分野において、われわれと国際原子力機関との協力関係も日ごとに発展しています。

国際原子力機関が定期的に送ってくる原子力の平和的利用のための技術資料や各種の通報資料は、共和国の核エネルギー開発研究事業とアイソトープの利用、放射線保護と核安全・保証システムの確立に効果的に利用されています。

国際原子力機関が提供する技術協力は日ごとに強化されており、同機関加盟国であるヨーロッパおよびアジアの国々との協力関係も順調に発展しています。

われわれは今後、原子力の平和的利用分野において国際原子力機関や諸外国との科学技術協力を強化していくであります。

代議員同志諸君！

共和国政府が核拡散防止条約に加盟した主たる目的は、核エネルギーの平和的利用分野において国際協力を強化し、朝鮮半島からアメリカの核兵器を撤収させてわれわれに対する核脅威を除去し、ひいては朝鮮半島を非核地帯にすることにあります。

核拡散防止条約によると、非核締結諸国が核兵器やその他の核爆発装置を生産、導入、保有をしないとの義務を負うとともに、核エネルギーを平和的目的のために開発する権利を有し、核兵器保有締結諸国は非核諸国に対する核威嚇を行なわず、安全を保障する義務を負っています。

アメリカの核脅威につねにさらされているわが国民にとって、朝鮮半島で核戦争を防止して平和を保障することは、もっとも切迫した問題として提起されています。

これは、全面的に、アメリカが核兵器をもってわが国の人民に反対する核恐喝政策を実施していることと関連しています。

アメリカは、1950年代後半に停戦協定に違反して南朝鮮に核兵器を不法に搬入して展開しはじめて、朝鮮半島を核戦争の危険な発源地に変えました。

資料によると、すでに1976年度予算を審議する議会において、南朝鮮に1000余個の各種核兵器と54機の核搭載機が配置された事実が公式に明らかにされました。

核火薬庫と化した南朝鮮は、約40年間にわたるさまざまな核兵器を搬入、配備することによって文字どおり極東地域のアメリカの核陣列場となりました。

こうして、南朝鮮での核兵器配備密度は100平方km当

り1個となり、それは15カ国が網羅されたNATOの4倍に達し、その総破壊力は1万3000tで1945年8月に日本の広島に投下された原子爆弾の1000倍以上に達するようになりました。

1976年以来16年間も共和国に反対する核実験演習である「チーム・スピリット」合同軍事演習が繰り返され、この戦争演習ではB52核戦略爆撃機からF16戦術核戦闘爆撃機にいたるまで、そして中距離ランス核ミサイルからグリンベレー特攻隊の核リュックにいたるまで、すべての核兵器が共和国に照準を合わせて機動していました。

アメリカの高位軍事当局者から口癖のように発せられる共和国に対する核威嚇と核恐喝暴言は、事態をさらに重大なものにしました。

南朝鮮の核基地化と核戦争実験場化は、朝鮮半島だけではなく、アジアと世界平和に対する重大な脅威となりました。

それは、南朝鮮に展開された核兵器の膨大な数字や、南朝鮮で繰り広げられる核戦争演習に動員された戦略および戦術核爆撃機が朝鮮半島の範囲をはるかに越えた作戦半径を持っていることからもよくわかります。

とくに「チーム・スピリット」合同軍事演習に核搭載司令機E4Bまで出動させた事実は、この演習が朝鮮半島だけではなく世界的な戦略のなかで行なわれたことを示しています。

南朝鮮に対するアメリカの核兵器の展開と核戦争演習の強化は、わが国の自主権に対する乱暴な蹂躪であり、わが国の人民の自主権を阻む最大の障害物がありました。

このように、朝鮮半島で核戦争の危険を防止し平和を保障することはわが民族の運命と関連する死活的な問題であり、国際政治において解決が待たれる焦眉の問題の一つとして提起されるようになりました。

共和国政府は核拡散防止条約に加盟するとき、アメリカが核兵器保有国として当然、非核国家であるわが国を核兵器で脅かしたりせず、核拡散防止条約によって負った自らの責務を果たすものだらうと、期待しました。

しかしアメリカは、共和国の忍耐強い努力にもかかわらず、南朝鮮に核兵器を引き続き搬入して核威嚇をさらに強化し、ありもしない「核兵器開発」説を流して世界世論を惑わせながら、一方的な核查問題を煽りました。

アメリカの一方的な核查問題はわれわれの自尊心に対する冒瀆であり、まったく受け入れることのできないものがありました。

自主権を生命よりも大切にするわが共和国政府は、核查問題が公正に解決されるには、まず、アメリカが南

朝鮮に配備した核兵器を完全に撤去し、われわれに対する核の脅威を除去して法的な安全の保障を公約し、南朝鮮にあるアメリカの核兵器と核基地についても同時に査察を行なうことを主張しました。

われわれはまた、「チーム・スピリット」合同軍事演習の中止についても主張しました。

核查問題と関連したわが共和国政府の立場は、きわめて公明正大なものがありました。

われわれの正当な要求と世界の広範な社会世論からこれまで以上顔をそむけることのできなくなったアメリカは、昨年に至って、戦術核兵器撤収提案を出して、南朝鮮に配備した核兵器の存在を間接的ではあるが認めて、南朝鮮から核兵器を撤収すると言い、「チーム・スピリット」合同軍事演習が中止すると言いました。また、同時核查問題を受け入れ、朝米高位級会談にも応じてくるようになりました。

南朝鮮当局者も、北側の正当な要求を無視できなくなるやいなや、ついに「核不在宣言」を発表し、北側と朝鮮半島の非核化宣言に合意するまでにいたりました。

こうして、南朝鮮からアメリカの核兵器撤去と関連したわが共和国の一貫した努力によって、核保障措置協定署名にブレーキをかけていた根本障害が除去されるようになり、核保障措置協定問題を解決することができる前提が準備されるようになりました。

共和国政府は、自らの要求と主張どおりに、朝鮮半島で核保障措置協定締結問題の公正な解決のための環境と条件がつくられたところで、去る1月末に代表団をオーストリアに派遣して「核拡散防止条約にもとづく保障措置適用に関する朝鮮民主主義人民共和国と国際原子力機関との間の協定」に署名しました。

これは、わが共和国政府が核拡散防止条約の使命に即して核保障措置協定を解決するため堅持してきた、終始一貫の努力の結実であり、南朝鮮からのアメリカの核兵器撤去と核戦争の危険を除去することを、民族の自主権を守るために原則的な問題として提起し、粘り強く闘争してきた結果、成し遂げた大きな勝利であります。

核查問題は、何らかの圧力や力の方法では絶対に解決することはできません。

現在、わが国の人民と世界の広範な社会各界は、朝鮮半島の非核化が実現されるようになり、核拡散防止条約を公正に履行するための環境が熟成していることを、歓迎しています。

世界の耳目は、地球上から最大のホット・ポイントの一つである朝鮮半島で起きているこうした肯定的な発展経過に集中しています。

以上の諸般の事実は、わが国における核查問題を平

等の原則で公正に解決することができる原則的 requirement が基本的に解決されつつあることを示しています。

わが共和国の積極的な努力と主導的な措置によって、ついに保障措置協定が締結され、核查察問題が公正の原則で解決することができる展望が開かれました。

共和国が核拡散防止条約に加盟したときから今日にいたる全過程は、核查察問題と関連して共和国が堅持してきた立場と主張が正当であることをそのまま示しています。

代議員同志諸君！

わたしは、今回の最高人民会議第9期第3回会議において核保障措置協定が審議され承認されれば、国際原子力機関と合意される実務的手続きをしたがって遅滞なく核查察を受けるとの共和国政府の立場を、改めて内外に明らかにするものであります。

去る2月にオーストリアの首都ウィーンで開かれた国際原子力機関2月定期理事会において、わが代表団は、最高人民会議第9期第3回会議で審議・承認されるところにもとづいて国際原子力機関の核查察を受ける実務的措置をただちに講じることを明白にしました。

理事会に参加した絶対多数の国々は、核保障措置協定の批准手続きと関連した共和国の日程計画を歓迎しました。

これは、核保障措置協定批准手続きと関連したわれわれの主導的な計画が国際的に認められたことを示しています。

今回の最高人民会議でわれわれの核保障措置協定の審議が成功裏に終われば、われわれは核查察に必要な文書や資料を適時に国際原子力機関に提出し、すべての核物質と核施設を査察のために開放することによって、核拡散防止条約にもとづく自らの責務を誠実に履行するでしょう。

われわれはすでに、われわれには核兵器がなく、作る意志も能力もなく、作る必要もないことについて何度も明らかにしたことがあります。

われわれは、周辺の大國と核対決する考えではなく、ましてや同族を滅亡させるやもしれない核兵器を開発するなどとは想像することすらできません。

これについては誰も疑いを抱かなくてもいいはずです。アメリカも、われわれの核查察問題が順調に解決できるように、われわれの自主的立場を尊重して信義を守るべきであり、核拡散防止条約にもとづく自らの義務を誠実に履行するべきであります。

わたしは、以上のように、核查察問題と関話して共和国政府が堅持してきた立場と今後と活動について報告しつつ、本会議で、国際原子力機関と締結した核保障措置

協定の承認に関する共和国政府の提案に賛同してもらえたものとの確信を表明します。

(『労働新聞』1992年4月10日)

7 「全労働者、技術者、事務員の生活費を高め、協同農民の収入を高める施策を実施することについて（朝鮮民主主義人民共和国中央人民委員会政令）」（1992年2月13日）

（前文略）

1. 全労働者、技術者、事務員の生活費と社会保障生活者の社会保障年金、学生の奨学金を高め、協同農民の収入を高める国家的施策を実施する。

(1) 労働者、技術者、事務員の生活費を平均42.4%引き上げる。

(2) 社会保障生活者の社会保障年金を平均50.7%引き上げる。

(3) 大学、専門学校をはじめ各級学校の学生の奨学金を平均33%引き上げる。

(4) 協同農民の分配収入を高めるために、国家買上価格を、米は26.2%，とうもろこしは44.8%引き上げ、そのほかの一部農産物に対する国家買上価格を引き上げる。

住民食糧供給価格は変動なく従来どおり適用する。

2. この施策は1992年3月1日から実施する。

3. 政務院は、この政令を正確に執行するための行政実務的対策を講じる。

朝鮮民主主義人民共和国主席 金日成

1992年2月13日

(『労働新聞』1992年2月15日)

8 「新貨幣の発行について（朝鮮民主主義人民共和国中央人民委員会政令）」

（1992年7月14日）

国家の貨幣制度を強固にして貨幣流通を円滑にすることは、わが党と共和国政府の一貫した政策であり、人民経済を計画的に速く発展させて人民経済を体系的に高めるために提起される重要な要求である。

わが党と共和国政府の正しい領導のもとに1979年に貨幣交換を実施してから10余年間、わが国の人民は、主体思想の革命の旗を高く揚げて、思想、技術、文化の3大革命を押し進め、社会主义建設のすべての分野で大きな成果を収めた。

党と人民の一心団結が不敗のものとしてよりいっそう固められ、主体朝鮮の偉力を示す大記念的創造物が数多

く建てられ、社会主義の主体化、現代化、科学化が力強く推進されて社会主義物質技術的土台がいっそう強化された。

人民大衆中心の朝鮮式社会主义の優越性と社会主义自立的民族経済の偉力によって、わが国では全人民が生活に対する心配を知らず、皆等しく良い生活を送っている。

わが党と共和国政府は、社会主义建設の成果が收められ、国の経済的偉力がいっそう強化されたところで、全労働者、技術者、事務員の生活費を高め、協同農民の収入を高めて、人民により多くの国家的恩恵を与えるための画期的施策を実施した。

今日われわれの前には、社会主义建設が力強く推進されて勤労者の収入がはるかに高まり、国の貨幣流通規模が、比べられないほどに大きくなっているという新たな現実に即して、貨幣流通をいっそう強固にするべき重要な課題が提起されている。

朝鮮民主主義人民共和国中央人民委員会は、社会主义建設の現実的要求に即して、国の自主的貨幣制度を強化して貨幣流通をいっそう円滑にするために、次のように決定する。

(1) 1992年7月15日から、新たに、100*, 50*, 10*, 5*, 1*中央銀行券(以下、新貨幣という)を発行して流通させる。

(2) 1992年7月15日から、新貨幣を唯一の支払手段とし、79年に発行して現在まで使ってきた100*, 50*, 10*, 5*, 1*中央銀行券(以下、旧貨幣という)は効力を失う。

ただし、食糧供給代金をはじめ、住民の一般生活に切実に必要とされる支払に限り、1992年7月16日まで旧貨幣を使うことができる。

今まで使ってきた1*, 50*, 10*, 5*, 1*硬貨は今後も引き続き流通させる。

(3) 1992年7月15日から92年7月20日まで(6日間)、旧貨幣と新貨幣を交換する。

(i) 旧貨幣と新貨幣を交換する比率は、旧貨幣1*に対し新貨幣1*とする。

(ii) 貨幣流通を円滑にし住民の当面の支払を円滑にするために、貨幣交換期間に貨幣を交換する限度を定め、その範囲内で旧貨幣と新貨幣を交換し、それを越える旧貨幣は中央銀行機関に入金し、別に定めたところにしたがって引き出す。

(iii) 国家機関、企業所、社会協同団体が1992年7月14日現在で持っている旧貨幣は、92年7月17日までに銀行機関に入金し、必要に応じて新貨幣を引き出す。

(4) 国家機関、企業所、社会協同団体と公民が旧貨幣を不法に流通させたり、新貨幣と交換する規定と秩序を破ったときは、法的制裁を受ける。

(5) 政務院は、この政令を正確に執行するための行政実務的対策を講じる。

朝鮮民主主義人民共和国中央人民委員会

1992年7月14日 平壤

(『労働新聞』1992年7月15日)

主要統計 朝鮮民主主義人民共和国 1992年

- 第1表 年央人口（推定）
 第2表 農業人口（推定）
 第3表 土地利用（推定）
 第4表 穀物生産の推移
 第5表 主要食糧作物の生産（推定）
 第6表 漁獲高（推定）
 第7表 経済計画期別の工業生産増加率

- 第8表 各年の工業生産増加率の推移
 第9表 主要鉱工業生産（推定）
 第10表 財政規模の推移
 第11表 国防費支出の推移
 第12表 国家予算歳出の部門別状況
 第13表 主要国別貿易額（推定）

(使用記号：-該当なし、…不明、0ゼロ・極少)

第1表 年央人口（推定）

(単位：万人)

1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
1,890	1,922	1,955	1,989	2,024	2,060	2,098	2,137	2,177	2,219

(出所) UN, *Monthly Bulletin of Statistics*, September 1992.

第2表 農業人口（推定）

(単位：1,000人)

	総 人 口	農 業 人 口	経済活動人口	農業従事者	比 率 (%)
1975	16,562	7,913	6,664	3,196	48.0
1980	18,260	7,816	7,890	3,373	42.8
1985	19,888	7,574	9,542	3,632	38.1
1989	21,372	7,358	10,934	3,761	34.4
1990	21,773	7,302	11,272	3,777	33.5
1991	22,185	7,246	11,600	3,786	32.6

(出所) FAO, *FAO Production Yearbook*, 1991.

第3表 土地利用（推定）

(単位：1,000ha)

	総面積	農地	耕 地	果樹 その他の 他	牧草地	森 林	そ の 他	灌 面 溉 積	
								耕 地	果樹 その他の 他
1975	12,054	1,845	1,560	285	50	8,970	1,176	900	
1980	12,054	1,900	1,610	290	50	8,970	1,121	1,120	
1985	12,054	1,955	1,660	295	50	8,970	1,066	1,270	
1989	12,054	2,000	1,700	300	50	8,970	1,021	1,400	
1990	12,054	2,000	1,700	300	50	8,970	1,021	1,420	

(出所) 第2表に同じ。

第4表 穀物生産の推移

(単位：万トン)

	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
目 標	…	1,000	…	…	…	…	…	…
実 績	…	1,000	…	…	…	1,000	…	910～1,000

(出所) 公表数字による。

第5表 主要食糧作物の生産（推定）

(単位：1,000トン)

	米	大麦	小麦	とうもろこし	粟	こりゃん	オート麦	穀類合計	じゃがいも	さつまいも
1979~81	4,733	155	123	3,833	66	18	73	9,001	1,535	374
1989	5,400	150	210	4,450	60	15	60	10,345	2,050	500
1990	5,300	150	220	4,400	60	15	60	10,205	2,100	505
1991	5,100	145	195	4,500	62	16	62	10,080	1,975	515

(出所) 第2表に同じ。

第6表 漁 獲 高（推定）

(単位：1,000トン)

	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
漁獲高	1,650	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,750
内水域	100	110	100	100	100	100	110
海域	1,550	1,590	1,600	1,600	1,600	1,600	1,640

(出所) FAO, FAO Yearbook, Fishery Statistics, 1990.

第7表 経済計画期別の工業生産増加率

経 濟 計 画 期	工業総生産額 年平均増加率 (%)	基準年度に対する倍数(倍)		
		総 生 産 額	生産手段生産	消費財生産
戦後復旧3カ年計画(1954~56年)実績	41.7	2.8	4.1	2.1
5カ年計画(1957~60年)実績	36.6	3.5	3.6	3.3
7カ年計画(1961~70年)実績	12.8	3.3	3.7	2.8
6カ年計画(1971~76年)実績	16.3	2.5	2.6	2.4
第2次7カ年計画(1978~84年)実績	12.2	2.2	2.2	2.1
第3次7カ年計画(1987~93年)目標	10	1.9	1.9	1.8

(注) 1977年、85年、86年は「調整の年」として除外されている。

(出所) 公表数字に基づいて作成。

第8表 各年の工業生産増加率の推移

(%)

1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984
...	17	15	17	...	16.8

(出所) 公表数字による。

第9表 主要鉱工業生産(推定)

	単位	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990
〈鉱産物〉								
無煙炭	1,000トン	38,000	39,000	39,500	39,500	40,000	40,700	40,700
褐炭、亜炭	〃	11,000	12,000	12,500	12,500	12,500	13,000	13,000
鉄鉱(Fe含有量分)	〃	3,200	3,200	3,200	3,200	3,600
銅鉱(Cu 〃)	〃	15	15	15	15	15	15	15
鉛鉱(Pb 〃)	〃	110	110	110	110	110	120	120
亜鉛鉱(Zn 〃)	〃	140	180	225	220	225	230	230
タンクスチタン鉱(WO ₃ 〃)	トン	1,000	1,000	1,000	500	500	500	1,000
銀	〃	50	50	50	50	50	50	50
金	〃	5	5	5	5	5	5	...
マグネサイト	1,000トン	1,901	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	...
りん鉱	〃	500	500	500	500	500	500	500
〈製造業製品〉								
窒素肥料	1,000トン	620	630	640	650	660	660	...
りん酸肥料	〃	132	135	137	137	137	137	...
ガソリン	〃	800	850	900	900	900	950	945
灯油	〃	180	190	200	200	200	210	205
コードス	〃	3,400	3,500	3,500	3,500	3,500	3,600	3,600
セメント	〃	8,000	8,000	8,000	9,000	11,800	16,300	16,300
銑鉄	〃	5,700	5,800	5,800	5,800	6,500	6,500	6,500
粗鋼	〃	6,500	6,500	6,500	6,500	7,980	8,000	8,000
銅	〃	22	22	22	22	22	22	22
鉛	〃	95	95	95	95	95	95	95
亜鉛	〃	120	180	180	210	210	210	210
〈エネルギー〉								
電力	100万kWh	45,000	48,000	50,000	50,200	53,000	53,500	53,500

(出所) UN, Industrial Statistics Yearbook, 1990.

第10表 財政規模の推移

(単位: 100万ウォン)

年 度	歳 入	増 加 率 (%)	歳 出	増 加 率 (%)	財 政 収 支	歳出に占める 国防費比率(%)
1983(決算)	24,383.60	7.5	24,018.60	8.2	365.00	...
1984(決算)	26,305.10	7.9	26,158.00	8.9	147.10	14.6
1985(決算)	27,438.87	4.3	27,328.83	4.5	110.04	14.4
1986(決算)	28,538.50	4.0	28,396.10	3.9	142.40	14.0
1987(決算)	30,337.20	6.3	30,008.51	5.9	270.51	13.2
1988(決算)	31,905.80	5.1	31,660.90	5.2	244.90	12.2
1989(決算)	33,608.10	5.3	33,382.94	5.4	225.16	12.0
1990(決算)	35,690.41	6.2	35,513.48	6.4	176.93	12.0
1991(決算)	37,194.84	4.2	36,909.24	3.9	285.60	12.1
1992(予算)	39,500.92	6.2	39,500.92	7.0	0	11.6
(決算)	39,540.42	6.3	39,303.42	6.5	237.00	11.4
1993(予算)	40,449.85	2.3	40,449.85	2.9	0	11.6

(出所) 各年度国家予算報告より作成。

第11表 国防費支出の推移

(単位:100万ウォン)

	1987年度 (決算)	1988年度 (決算)	1989年度 (決算)	1990年度 (決算)	1991年度 (決算)	1992年度 (決算)	1993年度 (予算)
国 防 費*	3,971.23	3,862.63	4,005.95	4,261.62	4,466.02	4,480.6	4,692.2
歳出中の比率(%)	13.2	12.2	12.0	12.0	12.1	11.4	11.6
前年比増加率(%)	-0.1	-2.7	3.7	6.4	4.8	0.3	4.7

(注) *公表された歳出中の比率より算出したもの。

(出所) 各年度国家予算報告より作成。

第12表 国家予算歳出の部門別状況(前年比増加率)

	1988年度	1989年度	1990年度	1991年度	1992年度		1993年度
	決算	決算	決算	決算	予算	決算	予算
歳 出 総 額	5.2%	5.4%	6.4%	3.9%	7 %	6.5%	2.9%
人民経済発展費	6.5%	5.8%	6.6%	4.4%	6.5%	6.3%	3.0%
生産的基本建設投資	...	7.0%	...	(a)	(b)	(膨大な資金)	...
工業建設投資	7.2%
電力工業	8.0%	{ 8.0%	9.0% }	{ 5.0% }	{ (c) }	7.2%	{ (石炭に8.3%) }
採掘工業	7.0%			(大きな力)	{ (石炭、電力、金剛に3.5%) }
金属屬工業						(大きな力)	
機械工業	(力強く推進)	(大きな力)	
建材工業	{ (増やす) }
化学生産			6.5%	(大きな力)	
軽工業	1.4倍	(大きな力)	4.1%
水産						...	
農業	(巨額の資金)	6.0%	6.0%	4 %	4.5%	(f)	2.1%
交通運輸	1.2倍	(多くの資金)	...	(鉄道運輸に5.4%)	(c)	(鉄道運輸に6.7%)	(鉄道運輸に3.1%)
社会文化施策費	5.5%	5.2%	6.0%	3.5%	(d)	(g)	2.1%
科学技術	35%	...	(はるかに増やす)	9.6%	...
教育	5.2%	5.6%	4.8%	10.8%	...
文化	(多くの資金)		(はるかに増やす)				
保健	5.6%	(増やす)	5.2%	8.4%	...
体育			(はるかに増やす)				
住宅建設	(e)	...	(都市・住宅建設に5.0%)	6 %	...	6.3%	(膨大な投資)
国 防 費	-2.7%	3.7%	6.4%	4.8%	2.6%	0.3%	4.7%

(注) (a)国家基本建設投資をはかるに増やす。 (b)工業建設と住宅建設に対する国家基本建設投資を大幅に増やす。

(c)電力と石炭工業、鉄道運輸に5%増。 (d)社会文化施策費と追加的施策費を11.6%増。 (e)世界青年学生祭典関係に巨額の資金。 (f)農村経営部門に5.2%。 (g)社会文化施策費と人民施策費に膨大な国家資金。

(出所) 各年度国家予算報告による。国防費は歳出に占める比率より算出。なお、()内は、数字が示されないか、あるいは完全には照応しない項目の場合に同報告の表現を示す。

第13表 主要国別貿易額（推定）

(単位：100万米ドル)

	輸出(FOB)					輸入(CIF)				
	1987	1988	1989	1990	1991	1987	1988	1989	1990	1991
合計(94カ国)	1,462.2	1,782.3	1,672.4	1,794.8	840.5	2,550.4	3,161.4	2,858.2	2,871.8	1,606.2
(旧)社会主義国(9カ国)	990.4	1,210.2	1,147.2	1,227.4	301.1	1,826.4	2,412.9	2,141.9	2,148.3	847.6
ソ連／ロシア	683.0	889.5	892.6	1,044.0	170.9	1,393.4	1,924.7	1,643.9	1,673.0	160.0
中国	214.7	212.3	166.7	117.7	79.4	304.8	379.7	398.5	397.9	581.5
ポーランド	21.5	23.8	18.3	14.3	15.7	27.5	32.8	32.2	32.4	35.7
チェコスロバキア	11.6	15.3	15.0	17.7	3.1	10.0	12.6	11.0	25.5	51.6
ブルガリア	19	18	27	21
ハンガリー	12.6	21.1	16.1	6.7	7.3	26.2	5.4	23.8	14.1	15.5
ルーマニア	17.3	20.7	14.4	14.3	15.7	20.9	20.6	15.1	5.1	2.9
ユーゴスラビア	...	2.5	6.3	12.7	9.0	...	0.9	3.0	0.6	0.4
キューバ	10.7	7.0	17.8	16.6	15.2	14.4
先進工業国(22カ国)	331.3	374.0	322.5	367.7	354.7	503.2	466.9	419.7	474.3	494.7
日本	217.7	293.3	267.5	271.2	250.2	237.6	262.7	215.8	193.7	246.3
西ドイツ	94.5	41.0	25.5	50.7	65.5	139.7	44.1	81.4	68.7	52.9
フランス	8.6	9.4	9.5	13.1	11.3	29.7	16.7	19.0	12.2	9.0
イタリア	1.6	2.5	1.9	4.3	2.0	17.5	20.6	21.9	21.7	25.5
スペイン	3.4	3.9	7.3	18.1	11.6	4.8	4.1	1.7	5.8	14.0
オーストリア	0.5	11.1	1.1	0.7	1.1	5.5	20.7	9.9	24.2	15.0
ベルギー・ルクセンブルグ	0.1	1.0	...	3.0	5.7	2.2	4.5	3.6	12.5	12.5
オランダ	0.1	0.3	0.9	1.1	1.7	1.5	12.3	4.4	5.1	6.3
スイス	0.5	1.4	0.9	0.4	0.9	3.5	5.7	7.5	3.8	3.4
イギリス	1.0	1.4	1.8	0.6	0.6	3.4	6.3	5.6	9.3	11.3
スウェーデン	0.7	1.0	1.4	0.6	2.0	5.0	2.5	3.8	9.3	3.9
オーストラリア	0.2	0.2	0.4	...	0.3	40.1	47.7	36.2	97.8	24.7
デンマーク	0.3	0.5	0.3	1.1	1.2	1.7	1.1	0.7	1.5	5.8
アイルランド	...	0.1	0.1	0.7	2.8	0.1	5.7
発展途上国(64カ国)	140.5	198.1	202.7	199.7	184.7	220.8	281.6	296.6	249.2	263.9
アジア(14カ国)	110.9	174.1	170.9	169.0	151.8	203.2	255.7	277.3	232.6	242.3
香港	28.9	28.0	34.3	25.8	36.6	117.0	128.9	146.8	118.4	137.2
タイ	9.4	28.8	17.5	25.0	29.1	4.8	5.8	7.9	13.6	17.5
マレーシア	0.1	16.0	2.6	18.4	10.2	3.2	5.9	1.5	0.5	0.9
シンガポール	21.5	49.7	48.1	7.6	10.1	31.3	63.8	49.6	38.7	41.3
インドネシア	16.0	8.5	15.4	47.4	22.7	5.2	14.6	31.4	37.4	17.6
フィリピン	4.8	4.3	0.6	7.4	2.9	10.3	...	0.1
バングラデシュ	11.1	17.4	12.1	15.1	15.8	2.8	2.8	0.2	0.5	2.6
インド	12.4	16.8	36.0	18.0	19.3	25.5	28.4	32.1	16.8	17.2
中東(6カ国)	0.6	3.9	4.1	5.7	5.1	10.0	6.1	2.7	10.0	11.0
アフリカ(23カ国)	13.5	12.6	12.6	14.7	14.8	3.0	12.0	12.5	2.4	2.7
欧洲州(3カ国)	2.1	1.8	1.1	2.3	2.3	0.2	6.4	0.2
中南米(18カ国)	13.4	5.7	14.0	8.0	10.7	4.4	1.4	4.1	4.2	7.7

(注) 相手国の貿易統計に基づく推計。輸出はFOB、輸入はCIFにIMF、DOT方式で調整済み。

(出所) IMF, *Direction of Trade Statistics Yearbook, 1992*. ただし、ソ連／ロシアは1990年まで『ソ連外国貿易統計』各年号、1991年は『経済と生活』紙 No.13 1992年3月、ブルガリアはUN, *Monthly Bulletin of Statistics, July 1990*、キューバはUN, *International Trade Statistics Yearbook, 1990*、中南米は、とくに統計処理に問題があるメシコを除いた数値。ソ連ルーブルの為替レートは国連のExternal Trade Conversion Factorsによる。